

酪農労働省力化推進施設等緊急整備対策事業実施要綱

	平成30年3月30日付け29農畜機第7036号
一部改正	平成30年7月20日付け30農畜機第2456号
一部改正	平成31年3月29日付け30農畜機第7784号
一部改正	令和2年3月25日付け元農畜機第7815号
一部改正	令和3年3月30日付け2農畜機第7031号
一部改正	令和4年3月25日付け3農畜機第6743号

酪農は、搾乳や飼料給餌などの周年拘束性が高く、かつ、労働負担が大きい作業が多いいため、省力化機械装置の整備や協業化の推進等により酪農家の労働条件を改善し、酪農家の継続的な営農環境を整え、酪農家の働き方改革を短期・集中的に支援する必要がある。

このため、独立行政法人農畜産業振興機構（以下「機構」という。）は、酪農を営む者における労働負担軽減・省力化及び飼養管理技術の高度化に資する機械装置の導入並びに当該機械装置と一体的な施設の整備、搾乳等に関する作業を複数経営の共同化により集中管理し、外部化するモデル的な取組並びに後継牛の育成に関する作業を預託により外部化する取組を支援する事業に対し、独立行政法人農畜産業振興機構法（平成14年法律第126号）第10条第2号の規定に基づき補助することとし、もって生産基盤の維持・強化に資するものとする。

この事業の補助金の交付に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「補助金適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、「畜産業振興事業の実施について」（平成15年10月1日付け15農畜機第48号－1。以下「畜産業振興事業の実施について」という。）及び「畜産業振興事業に係る補助金交付の停止措置について」（平成26年3月31日付け25農畜機第5376号）に定めるものほか、この要綱に定めるところによるものとする。

第1 事業実施主体等

1 事業実施主体

この事業の事業実施主体は、令和4年度畜産業振興事業に係る公募要領（令和4年1月14日付け3農畜機第5309号）により応募した者から

選定された者（以下「公募団体」という。）とする。

2 取組主体

第2の1に定める酪農応援会議とする。

第2 定義

本事業における用語については、次のとおりとする。

1 酪農応援会議

地域における将来にわたる安定的な酪農の発展に向け、地域の自主的な取組を促進するため、酪農を営む者、後継牛の預託育成を担う者、事業協同組合、畜産経営支援組織（コントラクター、TMRセンター等）、乳業関連事業者、畜産関係団体その他の地域の酪農関係者が参画する会議であって、次の要件を満たすものをいう。

(1) 運営を行うための事務局が設置され、組織及び運営についての規約を定めているほか、事業実施及び会計手続を適正に行うことができる体制を有していること。

(2) 次のいずれかの団体であって、酪農を営む者が所属するものであること。

- ア 公益社団法人
- イ 公益財団法人
- ウ 一般社団法人
- エ 一般財団法人
- オ 事業協同組合
- カ 事業協同組合連合会
- キ その他農業者の組織する団体

2 酪農応援計画

酪農応援会議が、酪農を営む者における労働負担軽減・省力化及び飼養管理技術の高度化に資することを目的に策定する計画であって、機械装置の導入により生まれたゆとりの一部を乳用後継牛の確保、災害時の協力等に充てることその他の次に定める内容を記載するものをいう。

- (1) 酪農応援会議の名称及びその構成員の概要
- (2) 酪農応援計画の達成に向けた構成員ごとの役割分担
- (3) 労働負担軽減経営体の労働条件の改善のための取組の概要
- (4) 労働負担軽減経営体が導入する機械装置の種類、内容及び労働条件の改善の定量的な効果
- (5) 労働負担軽減経営体の労働条件の改善により生じるゆとりを活用して、乳用後継牛の確保、災害時の協力等の地域酪農の発展に資する取組の内容

3 集合搾乳施設利用計画

地域の搾乳等に関する作業を集中管理することにより外部化するモデル的な取組のための施設整備及び共同に関する役割分担等に関する計画をいう。

4 後継牛預託育成強化計画

楽酪応援会議が、後継牛の育成等に関する作業を預託により外部化する取組を通じ、後継牛の預託育成体制の強化に資することを目的に策定する計画をいう。

5 労働負担軽減経営体

樂酪応援計画において、労働負担軽減・省力化及び飼養管理技術の高度化に資する機械装置を使用する者として位置付けられた酪農を営む者をいう。

6 集合搾乳施設運営経営体

集合搾乳施設利用計画において、搾乳等に関する作業を集中管理することにより外部化のために導入される施設を運営する者として位置付けられた酪農を営む者をいう。

7 後継牛預託育成経営体

後継牛預託育成強化計画において、後継牛の受入強化に必要な施設の補改修、省力化に資する機械装置の導入又は育成牛の飼養管理に必要な資材の導入を行う者として位置付けられた、後継牛の預託育成を行う者をいう。

第3 事業の種目

この事業の種目は以下のとおりとし、それぞれの補助対象経費及び補助率については、別表に定めるとおりとする。また、1から3までの事業内容、事業の実施等については、事業の種目ごとに別添1から別添3までに定めるものとする。なお、本事業については、農業用機械施設補助の整理合理化について（昭和57年4月5日付け57予第401号農林水産事務次官依命通知）の基準を適用しないものとする。

1 労働負担軽減事業

- (1) 機械装置導入及び機械装置と一体的な施設整備事業
- (2) 樂酪応援会議推進事業

2 集合搾乳施設整備事業

- (1) 集合搾乳施設整備事業
- (2) 樂酪応援会議推進事業

3 後継牛預託育成体制整備事業

- (1) 後継牛預託育成体制整備事業
- (2) 樂酪応援会議推進事業

4 全国推進指導事業

第4 事業の実施

1 事業実施要領の作成

公募団体は、第3の事業を実施するに当たっては、あらかじめ事業の趣旨、内容、仕組み、消費税及び地方消費税の取扱い、補助金の交付手続等を定めた実施要領を作成し、独立行政法人農畜産業振興機構理事長（以下「理事長」という。）に提出し、承認を得るものとする。これを変更する場合も同様とする。

2 事業実施計画の作成

- (1) 楽酪応援会議は、事業の実施に当たっては別添1から別添3までに定めるところにより事業実施計画を作成し、公募団体に提出するものとする。
- (2) 公募団体は、(1)により提出された事業実施計画を取りまとめ、必要な書類等の確認等を行った上で、別紙様式第1号により事業実施計画書を作成し、理事長の承認を受けるものとする。
- (3) 公募団体は、(1)で提出のあった事業実施計画に、次の変更がある場合には、(2)に準じて変更の承認を受けるものとする。

- ア 事業の中止又は廃止
- イ 事業実施地区の変更
- ウ 取組主体の変更
- エ 事業費の30%を超える増減
- オ 補助金の増又は30%を超える減
- カ 事業の種目ごとに別添1から別添3まで規定する成果目標の変更

3 事業の委託

公募団体は、本事業の一部を理事長が適当と認める団体に委託して行うことができるものとする。

この場合、公募団体は、あらかじめ委託の趣旨、内容、仕組み、委託先、手数料等を定めた事業委託要領を作成し、理事長に報告するものとする。

4 家畜共済等の積極的な活用

公募団体は、継続的な効果の発現及び経営の安定を図る観点から、本事業の参加者へ、農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づく家畜共済への積極的な加入を促すものとする。

5 環境と調和のとれた農業生産活動

公募団体は、「環境と調和のとれた農業生産活動規範について」（平成17年3月31日付け16生産第8377号農林水産省生産局長通知）に基づき、環境と調和のとれた農業生産活動が行われるよう努めるため、原則

として、事業実施状況報告書の報告期間中に1回以上、労働負担軽減経営体、集合搾乳施設運営経営体及び後継牛預託育成経営体から、点検シートの提出を受けるものとする。

ただし、労働負担軽減経営体、集合搾乳施設運営経営体及び後継牛預託育成経営体がGAP取得チャレンジシステムと同等以上の水準の取組を実践する場合は、この限りでない。

6 事業名等の表示

この事業により導入した機械装置及び整備した施設には、本事業の名称、事業実施年度、事業実施主体名並びに労働負担軽減経営体、集合搾乳施設運営経営体又は後継牛預託育成経営体の名称等を表示するものとする。

第5 不正行為等に対する措置

理事長は、公募団体その他本事業による給付又は助成を受ける者が、本事業の実施に関連して不正な行為をした場合又はその疑いがある場合においては、公募団体に対して当該不正又はその疑いのある行為に関する事実関係及び発生原因の究明並びに再発防止のための是正措置等の適切な措置を講ずるよう求めるものとする。

第6 事業の実施期間

この事業の実施期間は、令和4年度とする。

第7 事業の推進指導

- 1 公募団体は、農林水産省及び機構の指導の下、都道府県、関係機関及び関係団体との連携に努め、楽酪応援会議に対するこの事業の趣旨、内容等の周知徹底に務めるとともに、この事業の適正かつ円滑な実施を図るものとする。
- 2 楽酪応援会議は、公募団体の指導の下、都道府県、関係団体等との連携に努め、この事業の円滑な推進を図るものとする。
- 3 都道府県知事（本事業の支援対象となる経営体が所属する楽酪応援会議の主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事をいう。以下同じ。）は、この事業の適正かつ円滑な実施を図るために、この事業の趣旨、内容等について周知徹底に努めるとともに、関係団体等に対する指導及び監督を行うものとする。

第8 機構の補助

機構は、予算の範囲内において、別表に定める補助対象経費及び補助率に

より、公募団体が事業を実施するのに要する経費につき補助するものとする。

第9 補助金交付の手続等

1 補助金の交付申請

公募団体は、補助金の交付を受けようとする場合は、理事長が別に定める期日までに、別添1から別添3までに定めるところにより酪農応援会議から提出された事業実施計画を取りまとめ、自ら作成する事業実施計画とともに、別紙様式第2号の酪農労働省力化推進施設等緊急整備対策事業補助金交付申請書を理事長に提出するものとする。

2 事業の変更承認申請

公募団体は、補助金交付決定があった後において、次に掲げる内容の変更をしようとする場合には、あらかじめ別紙様式第3号の酪農労働省力化推進施設等緊急整備対策事業補助金交付変更承認申請書を理事長に提出し、その承認を受けるものとする。

(1) 事業の中止又は廃止

(2) 事業費の30%を超える増減

(3) 補助金の交付決定額の増加を伴う事業費の増

3 補助金の概算払

(1) 理事長は、この事業の円滑な実施を図るために必要があると認めた場合は、交付決定額を限度として補助金の概算払をすることができるものとする。

(2) 公募団体は、補助金の概算払請求をしようとする場合には、別紙様式第4号の酪農労働省力化推進施設等緊急整備対策事業補助金概算払請求書を理事長に提出するものとする。

4 事業の実績報告

公募団体は、別添1から別添3までに定めるところにより提出された事業の実績を取りまとめの上、自らの事業の実績とともに事業の完了した日から起算して1か月を経過した日又は補助金の交付決定通知のあった年度の翌年度の4月20日のいずれか早い期日までに、別紙様式第5号の酪農労働省力化推進施設等緊急整備対策事業実績報告書を作成し、理事長に提出するものとする。

ただし、事業の完了が交付決定通知のあった年度の翌年度となった場合は、事業の完了した日から起算して1か月を経過した日までとする。

第10 消費税及び地方消費税の取扱い

1 公募団体は、機構に対して第9の1の補助金交付申請書を提出するに当たり、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを当該補助金の交付申請額から減額して申請しなければならない。

ただし、当該補助金交付申請書の提出時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合は、この限りではない。

2 公募団体は、1のただし書により申請をした場合において、第9の4に係る実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

3 公募団体は、1のただし書により申請をした場合において、第9の4に係る実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税相当額が確定した場合には、別紙様式第6号の酪農労働省力化推進施設等緊急整備対策事業に係る仕入れに係る消費税等相当額報告書を速やかに理事長に提出するとともに、その金額（2の規定に基づき減額した場合には、その減じた金額を上回る部分の金額）を機構に返還しなければならない。

また、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合又はない場合（公募団体自ら又はそれぞれの酪農応援会議の仕入れに係る消費税等相当額がない場合を含む。）であっても、その状況等について、補助金適正化法第15条の補助金の額の確定通知のあった日の翌年6月30日までに、同様式により理事長に報告しなければならない。

第11 その他

本事業の実施につき必要な事項については、この要綱に定めるものほか、理事長が別に定めるところによる。

附 則（平成30年3月30日付け29農畜機第7036号）
この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成30年7月20日付け30農畜機第2456号）
この要綱の改正は、平成30年7月20日から施行する。

附 則（平成31年3月29日付け30農畜機第7784号）
この要綱の改正は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月25日付け元農畜機第7815号）
この要綱の改正は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月30日付け2農畜機第7031号）
この要綱の改正は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月25日付け3農畜機第6743号）
この要綱の改正は、令和4年4月1日から施行する。

別表

事業名	補助対象経費	補助率
1 労働負担軽減事業 (1) 楽酪応援会議推進事業	樂酪応援会議が、酪農を當む者の実情に応じ、樂酪応援計画の策定や(2)の事業の円滑な推進を図るために行う取組に対し、必要な経費	定額 ただし、3,000千円を上限とする。また、そのうち(2)の事業の円滑な推進を図るために行う取り組みについては、(2)の事業に係る事業費の1割を上限とする。
(2) 機械装置導入及び機械装置と一体的な施設整備事業	労働負担軽減経営体による機械装置導入及び機械装置と一体的な施設整備のため、購入等又はリース事業者によるリース物件の取得に必要な経費	1／2以内 ただし、施設整備については、施設整備を必要とする機械装置本体価格の1／2を上限とする。
2 集合搾乳施設整備事業 (1) 楽酪応援会議推進事業	樂酪応援会議が、酪農を當む者の実情に応じ、集合搾乳施設利用計画の策定や(2)の事業の円滑な推進を図るために行う取組に対し、必要な経費	定額 ただし、3,000千円を上限とする。また、そのうち(2)の事業の円滑な推進を図るために行う取り組みについては、(2)の事業に係る事業費の1割を上限とする。
(2) 集合搾乳施設整備事業	集合搾乳施設利用計画を達成するため、樂酪応援会議が行う集合搾乳施設の整備(補改修を含み、	1／2以内

事業名	補助対象経費	補助率
	当該施設の整備又は補改修の後、集合搾乳施設運営経営体に貸し付ける場合を含む。) に必要な経費	
3 後継牛預託育成体制整備事業 （1）楽酪応援会議推進事業	樂酪応援会議が、後継牛の預託育成を行う者及び酪農を営む者の実情に応じ、後継牛の預託育成体制強化を図るための計画の策定や（2）の事業の円滑な推進を図るためにを行う取組に対し、必要な経費	定額 ただし、3,000千円を上限とする。また、そのうち（2）の事業の円滑な推進を図るために行う取り組みについては、（2）の事業に係る事業費の1割を上限とする。
（2）後継牛預託育成体制整備事業	後継牛預託育成経営体が後継牛預託育成強化計画に基づき行う家畜飼養管理施設の補改修、省力化機械装置の導入及び育成牛の飼養管理に必要な資材の導入に対し、必要な経費	1／2以内
4 全国推進指導事業	公募団体が1から3までの事業の円滑な推進を図るために行う、事業推進会議の開催並びに事業の推進、指導及び調査等の取組に対し、必要な経費	定額

別紙様式第1号

令和 年度酪農労働省力化推進施設等緊急整備対策事業
実施計画承認（変更）申請書

番 号
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構

理事長 殿

住 所
団体名
代表者名

酪農労働省力化推進施設等緊急整備対策事業実施要綱第4の2の(2)(※)
の規定に基づき承認（変更）申請します。

記

1 事業の目的

2 事業の内容

事業名	事業費	負担区分		備考
		補助金	その他	
1 労働負担軽減事業				
(1) 楽酪応援会議推進事業				
(2) 機械装置導入及び機械装置と一体的な施設整備事業				
2 集合搾乳施設整備事業				
(1) 楽酪応援会議推進事業				
(2) 集合搾乳施設整備事業				
3 後継牛預託育成体制整備事業				
(1) 楽酪応援会議推進事業				
(2) 後継牛預託育成体制整備事業				
4 全国推進指導事業				
合 計				

3 添付資料

- (1) 別添1 楽酪応援会議推進事業（楽酪応援会議が行う事業内容）
- (2) 別添2 全国推進指導事業
- (3) 参加要望書及び楽酪応援計画取りまとめ表
- (4) 集合搾乳施設整備事業実施計画書及び集合搾乳施設利用計画取りまとめ表
- (5) 後継牛預託育成体制整備事業実施計画書及び後継牛預託育成強化計画取りまとめ表
- (6) 事業費積算及び事業費の根拠資料

注1：事業計画書の変更の場合は、事業内容及び添付資料について、変更部分を二段書きとし、変更前を括弧書きで上段に記載すること。

注2：実施計画書の変更の場合は、（※）について、要綱第4の2の（3）とすること。

別添1 楽酪応援会議推進事業

1 総括票

都道府県名	楽酪応援会議名	事業費	負担区分		備考
			補助金	その他	
			円	円	
合計					

2 事業の内容

(1) 検討会の開催

都道府県名	楽酪応援会議名	事業費	負担区分		積算基礎
			補助金	その他	
			円	円	
合計					

(2) 先進地等の調査

都道府県名	楽酪応援会議名	事業費	負担区分		積算基礎
			補助金	その他	
			円	円	
合計					

(3) 労働時間軽減に向けた楽酪応援会議の取組の実証

都道府県名	楽酪応援会議名	事業費	負担区分		積算基礎
			補助金	その他	
			円	円	
合計					

(4) 指導及び調査等

都道府県名	楽酪応援会議名	事業費	負担区分		積算基礎
			補助金	その他	
			円	円	
合計					

3 添付資料

楽酪応援会議の楽酪応援会議推進事業に係る事業実施計画書取りまとめ表

別添2 全国推進指導事業

事業の内容

項目	内容	事業費	積算基礎
		円	

注1：事業の一部を委託する場合は、委託する事項、委託相手先名、委託額を明記すること。

注2：会議等の開催にあたっては、開催回数、開催時期、開催場所、構成及び人数、会議の内容について明記すること。

別紙様式第2号

令和 年度酪農労働省力化推進施設等緊急整備対策事業
補助金交付申請書

番 号
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構
理事長 殿

住 所
団体名
代表者名

令和 年度において、下記のとおり事業を実施したいので、酪農労働省力化推進施設等緊急整備対策事業実施要綱第9の1の規定に基づき、補助金円を交付されたく、関係書類を添えて申請します。

記

1 事業の目的

2 事業の内容

別紙「令和 年度酪農労働省力化推進施設等緊急整備対策事業実施計画書」
のとおり

3 事業に要する経費の配分及び負担区分

(単位：円)

区分	事業費	負 担 区 分		備考
		機構補助金	その他の	
1 労働負担軽減事業				
(1) 楽酪応援会議推進事業				
(2) 機械装置導入及び機械装置 と一体的な施設整備事業				
2 集合搾乳施設整備事業				
(1) 楽酪応援会議推進事業				
(2) 集合搾乳施設整備事業				
3 後継牛預託育成体制整備事業				
(1) 楽酪応援会議推進事業				
(2) 後継牛預託育成体制整備事 業				
4 全国推進指導事業				
計				

注：事業を委託して実施する場合は、該当する事業費の欄にその委託費の額を
()書きで記載するとともに、その委託先を備考欄に記載すること。

4 事業実施期間

- (1) 事業着手年月日 年 月 日
(2) 事業完了予定年月日 年 月 日

5 添付書類

- (1) 定款
(2) 最近時点の業務報告書及び業務計画書

別紙様式第3号

令和 年度酪農労働省力化推進施設等緊急整備対策事業
補助金交付変更承認申請書

番 号
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構
理事長 殿

住 所
団体名
代表者名

令和 年 月 日付け 農畜機第 号で補助金交付決定通知
のあった酪農労働省力化推進施設等緊急整備対策事業の実施について、下記の
とおり変更したいので承認されたく、酪農労働省力化推進施設等緊急整備対策
事業実施要綱第9の2の規定に基づき申請します。

記

1 変更の理由

2 事業の内容

別紙「令和 年酪農労働省力化推進施設等緊急整備対策事業実施計画書」
のとおり

3 事業に要する経費の配分及び負担区分

注：別紙様式第2号の記に準じ、変更部分が容易に比較対照できるよう2段
書きし、上段に変更前を（ ）書きで記載すること。

別紙様式第4号

令和 年度酪農労働省力化推進施設等緊急整備対策事業
補助金概算払請求書

番 号
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構

理事長 殿

住 所
団体名
代表者名

令和 年 月 日 付け 農畜機第 号で補助金交付決定通知のあった
酪農労働省力化推進施設等緊急整備対策事業について、下記のとおり金
円を概算払により交付されたく酪農労働省力化推進施設等緊急整備対策事業実
施要綱第9の3の(2)の規定に基づき請求します。

記

1 補助金概算払請求額

区分	交付決定		事業遂行状況 (年 月 日現在)			既概算 払受領 額 (④)	今回概 算払請 求額 (⑤)	年 月 日まで予定 出来高 (④+⑤) ／(②)	残額 (②)-④ -⑤
	事 業 費 (①)	機 構 補 助 金 (②)	事 業 費 (③)	機 構 補 助 金 (④)	事 業 費 出来高 (③)／(①)				
	円	円	円	円	%	円	円	%	円
計									

注: それぞれの事業項目ごとに記載することとし、請求時点での事業費の支出
実績及び支出計画を添付すること。

2 振込先金融機関名等

金融機関名

預金種類

口座番号

口座名義

別紙様式第5号

令和 年度酪農労働省力化推進施設等緊急整備対策事業
実績報告書

番 号
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構

理事長 殿

住 所
団体名
代表者名

令和 年 月 日付け 農畜機第 号で補助金交付決定通知のあった
酪農労働省力化推進施設等緊急整備対策事業について、下記のとおり実施した
ので、酪農労働省力化推進施設等緊急整備対策事業実施要綱第9の4の規定に
に基づきその実績を報告します。

なお、併せて精算額 円の交付を請求します。

記

1 事業の目的

2 事業の内容

別紙「令和 年度酪農労働省力化推進施設等緊急整備対策事業実績書」の
とおり

3 事業に要した経費の配分及び負担区分

注1：1～3は別紙様式第2号に準じて作成すること。

注2：3は、計画と実績が比較できるように2段書きし、上段に交付決定額
を（ ）書きし、下段に実績を記入すること。

4 事業に係る精算額

(単位：円)

交付決定額	確定額	概算払受領額	精算払請求額

5 事業実施期間

(1) 事業着手年月日 年 月 日

(2) 事業完了年月日 年 月 日

6 振込先金融機関名等

金融機関名

預金種類

口座番号

口座名義

別紙様式第6号

令和 年度酪農労働省力化推進施設等緊急整備対策事業
に係る仕入れに係る消費税等相当額報告書

番 号
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構
理事長 殿

住 所
団体名
代表者名

令和 年 月 日付け 農畜機第 号で補助金の交付決定通知の
あった酪農労働省力化推進施設等緊急整備対策事業補助金について、酪農労働
省力化推進施設等緊急整備対策事業実施要綱第10の3の規定に基づき、下記
のとおり報告します。

(なお、併せて補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額金 円を返還
します。 (返還がある場合、記載すること。))

記

1 補助金適正化法第15条の補助金の額の確定額

(令和 年 月 日 農畜機第 号による補助金額の確定通知額)

金 円

2 補助金の額の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額

金 円

3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税等相当額

金 円

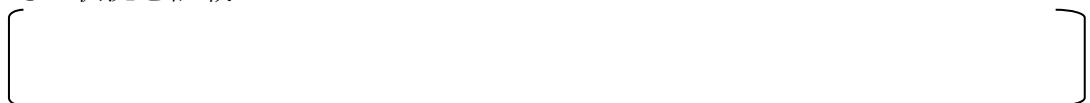
4 補助金返還相当額 (3 - 2)

金 円

注：記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

- ・消費税確定申告書の写し（税務署の収受印等のあるもの）
- ・付表2「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し
- ・3の金額の積算の内訳（人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる資料も併せて提出すること。）
- ・公募団体が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

5 当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合、その状況を記載



注：消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあっては、申告予定時期も記載すること。

6 当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額がない場合、その理由を記



注：記載内容の確認のための、以下の資料を添付すること。

- ・免税事業者の場合は、補助事業実施年度の前々年度に係る法人税（個人事業者の場合は所得税）確定申告書の写し（税務署の収受印等のあるもの）及び損益計算書等、売上高を確認できる資料
- ・簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、補助事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し（税務署の収受印等のあるもの）
- ・公募団体が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

別添1 労働負担軽減事業

第1 事業の内容

本事業の内容は次のとおりとし、補助対象経費及び補助率は別表に定めるとおりとする。

1 楽酪応援会議推進事業

楽酪応援会議が、酪農を営む者の実情に応じ、労働負担軽減・省力化及び飼養管理技術の高度化に必要となる計画の策定や2の事業の円滑な推進を図るために行う取組に対し、必要な経費を補助する。

2 機械装置導入及び機械装置と一体的な施設整備事業

労働負担軽減経営体が楽酪応援計画に基づき機械装置を導入する場合、その負担の軽減を図るため、当該機械装置の取得及び機械装置と一体的な施設整備に必要な費用の一部を楽酪応援会議が助成する取組について、必要な経費を楽酪応援会議に対して補助する。

第2 対象者

第1の2により機械装置の導入及び機械装置の導入と一体的な施設整備を実施する者は、楽酪応援会議が作成した当該機械装置の導入に係る計画において、労働負担軽減経営体として位置付けられた、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 乳用牛又はその育成牛を飼養する者（法人化しているものを除く。）
- (2) 酪農を営む者を含む農業者の組織する団体（代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがある団体（農事組合法人（農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第72条の10第1項に規定する事業を行う法人をいう。）、農事組合法人以外の農地所有適格法人（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する法人をいう。）及び特定農業団体（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第23条第4項に規定する団体をいう。）を含む。）をいう。）とする。
- (3) 株式会社又は持分会社であって、酪農を含む農業を主たる事業として営むもの。
- (4) 事業協同組合又は事業協同組合連合会（定款において、酪農を含む農業の振興を主たる事業として位置づけているものに限る。）
- (5) 公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人又は一般財団法人（定款において、酪農を含む農業の振興を主たる事業として位置づけているものに限る。）
- (6) 公社（地方公共団体が出資している法人をいう。）

- (7) 酪農を営む個人が構成員となっている任意団体であって、次のア及びイの要件のいずれかに適合するもの
- ア 酪農を営む個人が直接の主たる構成員であること。
- イ 当該団体の規約が次に掲げる事項の全てを満たしていること。
- (ア) 機械装置の導入を図ることにより楽酪応援計画の達成に資する旨の目的が定められていること。
- (イ) 代表者、代表権の範囲及び代表者の選任の手続が明らかにされていること。
- (ウ) 意思決定の機関及びその方法について定めがあり、意思決定に対する構成員の参加を不当に差別していないこと。
- (エ) 導入した機械装置の利用法が公平を欠くものでないこと。
- (オ) 収支計算書、会計帳簿を作成している等財務及び会計に関し必要な事項を明らかにしていること。

第3 補助対象の範囲

- 1 第1の2の事業における補助対象の範囲は、別添1別表に掲げるとおりとする。
- 2 第1の2の事業により補助対象として導入する機械装置（以下「補助対象機械装置」という。）は、一般に市販されているものとし、試験研究のために製造された機械装置については、補助対象としないものとする。
- 3 補助対象機械装置は、原則として新品とする。ただし、楽酪応援会議が必要と認める場合には、中古品を対象とすることができるものとする。この場合における補助対象機械装置は、その導入時において、法定耐用年数（減価償却資産の耐用年数に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数をいう。以下同じ。）から経過年数を差し引いた残存期間が2年以上であるものに限るものとする。
- 4 機械装置の導入と一体的な施設整備は、既存施設の代替として同種・同能力のものを再整備するいわゆる更新は、補助の対象外とする。
- 5 施設の整備に伴う用地の買収若しくは造成に要する経費、既存施設の撤去に要する経費、賃借に要する経費又は補償費は補助の対象外とするものとする。
- 6 補助対象機械装置の導入に対する助成は、次のいずれかの方式によるものとする。

(1) リース方式

労働負担軽減経営体が機械装置を借り受けにより導入する場合に、当該機械装置の取得に必要な費用の一部を楽酪応援会議が助成する取組につ

いて、当該機械装置の導入に係る計画を作成した楽酪応援会議に対して必要な経費を補助する。

(2) 購入方式

労働負担軽減経営体が機械装置を購入して導入する場合に当該機械装置の取得に必要な費用の一部を楽酪応援会議が助成する取組について、次のいずれかに該当するときに限り、必要な経費を、当該機械装置の導入に係る計画を作成した楽酪応援会議に対して補助する。

ア 労働負担軽減経営体が機械装置の管理を行うことに経営上の合理性があると認められるとき

イ その他購入方式を行うことが、楽酪応援計画の達成のために必要であると楽酪応援会議が認めるとき

7 機械装置と一体的な施設の整備に対する助成は、労働負担軽減経営体が施設を整備する場合に、当該施設整備に必要な費用の一部を楽酪応援会議が助成する取組について、当該施設整備に係る計画を作成した楽酪応援会議に対して必要な経費を補助する。

8 リース方式で導入する場合の補助対象機械装置は、リース事業者がその通常の事業においてリース物件として貸し付けているものとする。

9 本事業による機械装置の導入に当たっては、国又は機構の事業（以下「国庫補助事業等」という。）において補助金等の交付を受けている機械装置は、補助対象機械装置から除外する。

10 機械装置の導入と一体的な施設整備に当たっては、自己資金又は他の助成により事業を実施中又は既に終了しているものは、本事業の補助の対象外とする。

第4 目標年度及び成果目標

この事業の目標年度及び成果目標は次のとおりとする。

1 目標年度

目標年度は、事業実施年度の翌年度として設定するものとする。

2 成果目標

楽酪応援会議は、楽酪応援計画に基づく取組により、事業実施年度の翌年度に、労働時間を10%以上低減するとの成果目標を設定するものとする。

第5 事業の実施等

1 事業実施要領の作成

公募団体は、第1の事業の実施に当たり、あらかじめ事業の趣旨、内容、仕組み、消費税及び地方消費税の取扱い、補助金の交付手続等を定めた事業

実施要領を作成し、理事長の承認を受けるものとする。これを変更する場合も、同様とする。

2 事業参加要望

楽酪応援会議は、楽酪応援会議推進事業への参加並びに楽酪応援会議内の労働負担軽減経営体が楽酪応援計画に基づいて導入しようとする機械装置及び機械装置と一体的な施設の整備に関する要望を取りまとめ、公募団体に提出する。この場合、楽酪応援会議は、労働負担軽減経営体ごとに導入を希望する機械装置の規模、数量等について、真に必要性のあるものにつき導入を行うよう取り計らうものとする。

3 事業実施計画の作成等

- (1) 楽酪応援会議は、2の事業参加要望の取りまとめに当たり、別添1別添に掲げる労働時間削減効果の評価を踏まえ、機械装置の導入及び機械装置の導入と一体的な施設の整備を希望する労働負担軽減経営体の間の優先順位を決定し、その結果（以下「総合評価結果」という。）を取りまとめるものとする。
- (2) 楽酪応援会議は、事業実施計画書を作成し、公募団体の承認を受けるものとする。
- (3) (2)の承認を受ける際、施設整備への助成を実施する楽酪応援会議は、施設の整備を希望する労働負担軽減経営体の資金計画について、金融機関等が発行する預金残高証明書又は融資証明書等により、支払い可能であることが確認されていることを整理し、公募団体の確認を得るものとする。ただし、施設の整備を機械装置の導入と一体的にリース方式により実施する場合は、この限りではない。
- (4) 公募団体は、(2)の承認を行うに当たって、(2)により提出のあった事業参加要望書及び総合評価結果を集約の上、全国の労働負担軽減経営体間の優先順位を取りまとめた結果を添えて、要綱第4の2の(2)により事業実施計画書を作成し、理事長の承認を受けるものとする。
- (5) 公募団体は、(4)の承認を受ける際に、理事長と協議の上、配分予定額を決定し、(2)の承認と併せて配分予定額を楽酪応援会議及び都道府県知事に通知するものとする。
- (6) (2)及び(4)で提出のあった事業実施計画について、次に掲げる変更等をしようとするときは、(2)から(4)までに準じて変更の承認を受けるものとする。
 - ア 事業の中止又は廃止
 - イ 事業実施地区の変更
 - ウ 取組主体の変更

- エ 事業費の30%を超える増減
- オ 補助金の増又は30%を超える減
- カ 成果目標の変更

4 事業参加承認

- (1) 楽酪応援会議は、3の(5)により通知を受けた配分予定額の範囲内で、総合評価結果で決定した優先順位に基づいて労働負担軽減経営体を選定するものとする。
- (2) 購入方式で機械装置を導入する労働負担軽減経営体の必要な費用の一部を助成する楽酪応援会議は、機械装置の購入を希望する労働負担軽減経営体の資金計画について、金融機関等が発行する預金残高証明書又は融資証明書等により、支払い可能であることが確認されていることについて整理し、公募団体の確認を得るものとする。
- (3) 公募団体は、必要な書類等の確認を行った上で、労働負担軽減経営体ごとに事業参加承認を行い、楽酪応援会議及び都道府県知事に通知する。

5 機械装置の導入に係る留意事項

- (1) 共通
 - ア 補助対象機械装置の選定に当たっては、過剰な投資とならないよう、飼養規模に即したものを選定するものとする。
 - イ 補助対象機械装置の購入先の選定に当たっては、当該機械装置の希望小売価格を確認するとともに、一般競争入札を実施し、又は三者以上の業者から見積もりを提出させること等により、事業費の低減に向けた取組を行うものとする。
 - ウ 労働負担軽減経営体は、補助対象機械装置の性質に応じて、リース事業者等とのメンテナンス契約を締結する等、常に良好な状態で管理し、補助対象機械装置の導入による効率的な成果の発現に努めるものとする。
 - エ 労働負担軽減経営体が国庫補助事業等により機械装置の導入に対する支援を受けていた実績がある場合は、法定耐用年数の期間内における当該補助事業の成果目標の達成状況等を十分に考慮するものとする。
 - オ 補助対象機械装置は法定耐用年数以上利用するものとする。
 - カ 労働負担軽減経営体は、補助対象機械装置について、動産総合保険等の保険（盗難補償及び天災等に対する補償を必須とする。）に確実に加入するものとする。
 - キ 労働負担軽減経営体は、補助対象機械装置の管理運営状況を明らかにし、その効率的運用を図るため、補助対象機械装置の管理運営日誌又は利用簿等を適宜作成し、整備保存するものとする。

ク 労働負担軽減経営体は、天災その他の災害により、交付対象事業が予定の期間内に完了せず、又は交付対象事業の遂行が困難となった場合は、速やかにその旨を、楽酪応援会議を経由して公募団体に報告し、その指示を受けるものとする。

なお、報告に当たっては、災害の種類、被災年月日、被災時の工事進捗度、被災程度、復旧見込額又は防災、復旧措置等を明らかにした上で被災写真を添付するものとする。

また、公募団体は、必要がある場合は、現地調査を実施、報告事項の確認を行うものとする。

ケ 労働負担軽減経営体は、補助対象機械装置について、処分制限期間（独立行政法人農畜産業振興機構の実施する補助事業により取得した財産の処分制限期間（平成16年4月8日付け16農畜機第123号）に定める処分制限期間をいう。以下同じ。）内に天災その他の災害を受けたときは、直ちに、楽酪応援会議を経由して、公募団体に報告するものとする。

公募団体は、当該報告を受けたときは、当該機械装置の被害状況を調査確認し、遅滞なく、調査の概要、対応措置等を付し、理事長に報告するものとする。

なお、公募団体が、当該機械装置の復旧が不可能であると判断した場合にあっては、畜産業振興事業の実施について別添2畜産業振興事業により取得した財産の処分の取り扱いの定めるところにより、理事長に報告を行うものとする。

コ 労働負担軽減経営体は、ICT機械装置を導入する場合、そのシステムサービスの提供者が「農業分野におけるAI・データに関する契約ガイドライン」（令和2年3月農林水産省策定）で対象として扱うデータ等を取得するのであれば、システムサービスの提供者とデータ等の保管について、本ガイドラインに準拠した契約を締結するものとする。

（2）リース方式の場合

ア 貸付期間

補助対象機械装置の貸付期間は、次のいずれかの方法により定めるものとする。

（ア）貸付期間終了後に補助対象機械装置の所有権を労働負担軽減経営体に移転する場合

リース事業者が貸付期間終了後に補助対象機械装置の所有権を労働負担軽減経営体に移転する場合の補助対象機械装置の貸付期間は、法定耐用年数（中古品の場合は、法定耐用年数から経過年数を差し引

いた残存期間。以下（ア）及び（イ）において同じ。）の70%（法定耐用年数が10年以上のものは法定耐用年数の60%）以上（1年以上の場合に限ることとし、1年未満の端数は切り捨てる。）かつ法定耐用年数以下であって、労働負担軽減経営体とリース事業者が合意した期間とする。なお、貸付期間が法定耐用年数未満である場合は、労働負担軽減経営体に所有権が移転された後、労働負担軽減経営体において財産管理台帳を整備し、これを保管するものとする。

（イ） 貸付期間終了後に補助対象機械装置の所有権を移転しない場合

補助対象機械装置の貸付期間は、法定耐用年数とする。なお、貸付期間終了後の補助対象機械装置の取扱いについては、再リース又は第三者への譲渡により引き続き効率的に利用するよう努めるものとする。また、再リースを行う場合にあっては、補助対象機械装置の購入に要する経費の一部が補助されることから、この事業の趣旨を踏まえ、再リース料を設定するよう、公募団体がリース事業者を指導するものとする。

イ 貸付期間終了後の補助対象機械装置の所有権の移転

リース事業者は、補助対象機械装置について、アに基づく貸付期間終了後の適正な譲渡額を労働負担軽減経営体との間で、あらかじめ設定していた場合において、当該貸付期間が終了したときは、当該譲渡額により、労働負担軽減経営体に当該機械装置の所有権を移転することができる。

ウ 途中解約の禁止

労働負担軽減経営体は、貸付期間中のリース契約を解約できないものとする。

ただし、やむを得ず貸付期間中にリース契約を解約する場合は、未経過期間に係る貸付料相当額を解約金として労働負担軽減経営体がリース事業者に支払うものとする。

エ 貸付料の基準

貸付料は、基本貸付料、附加貸付料等並びに消費税及び地方消費税からなるものとする。なお、基本貸付料、附加貸付料等については次のとおりとする。

（ア） 基本貸付料

基本貸付料は、補助対象機械装置の取得価額（消費税及び地方消費税を除く。以下同じ。）から補助金額及び譲渡額を控除して得た額を当該機械装置の貸付期間で除して得た額とする。

（イ） 附加貸付料等

附加貸付料等は、リース契約締結時においてリース事業者が別に定める額とする。ただし、リース事業者は、附加貸付料等を定めるに当たり、当該機械装置の購入に要する経費の一部が補助されることから、資金調達にかかる金利相当分を低減するなど、この事業の趣旨を踏まえ、極力、低廉な額とするよう努めるものとする。

オ 契約書類等の提出

- (ア) リース事業者は、リース契約の内容に当該機械装置の取得価額と補助金額を明記するものとする。
- (イ) 労働負担軽減経営体は、リース事業者とリース契約を締結した場合、速やかにその契約に係る書類の写しを、楽酪応援会議を経由して公募団体に提出するものとする。

(3) 購入方式の場合

ア 助成対象は、次のいずれかに該当する労働負担軽減経営体に限るものとする。

- (ア) 地震・台風等の災害時の際、家畜の移送作業や在庫飼料の提供等の地域の互助協定に参加する経営

(イ) 酪農従事者の疾病時等の際、当該酪農経営の経営継続のため、飼養管理の補助や育成牛の受け入れ等の地域の互助協定に参加する経営

イ 労働負担軽減経営体は、補助対象機械装置の管理状況を明確にするため財産管理台帳を整備してこれを保管するものとし、当該機械装置の導入を行った後、その写しを速やかに楽酪応援会議に提出するものとする。楽酪応援会議は、労働負担軽減経営体から提出のあった財産管理台帳の写しに基づき、財産処分制限期間中の機械装置の利用状況を確認するとともに、本事業の適正かつ確実な実施の確保に努めるものとする。

ウ 労働負担軽減経営体は、補助対象機械装置について移転、更新又は生産能力、利用規模若しくは利用方法等に影響を及ぼすと認められる変更を伴う増築、模様替え等（以下「増築等」という。）を当該機械装置の処分制限期間内に行うときは、あらかじめ、楽酪応援会議を経由して公募団体に届け出るものとする。

公募団体は、届出があった場合、当該増築等の必要性を検討するとともに、あらかじめ、理事長に届け出て、必要に応じその指示を受けるものとする。

6 施設の整備に係る留意事項

- (1) 補助対象事業費は、地域の実情に即した適正な現地実行価格により算定するものとし、整備する施設等の規模については、それぞれの目的に合

致するものでなければならないものとする。

- (2) 本事業により整備する施設等の能力及び規模は、楽酪応援会議内で十分協議し、適切な能力及び規模のものを選定するものとする。
- (3) 補助対象経費は、本事業に直接要する経費であって、本事業の対象として明確に区分できるものであり、かつ、証拠書類によって金額等が確認できるものに限るものとする。
- (4) 施設の整備を機械装置の導入と一体的にリース方式により実施する場合は、5の(2)の規定を準用するものとする。
- (5) 整備施設の管理等については、5の(3)のイ及びウの規定を準用するものとする。

7 事業の着工等

- (1) 労働負担軽減経営体による本事業の着手は、原則として、公募団体から楽酪応援会議に対する交付決定後に行うものとする。ただし、地域の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で緊急かつやむを得ない事情により、交付決定前に事業の着工等を行う場合は、楽酪応援会議は、あらかじめ、公募団体の指導を受けた上で、その理由を明記した交付決定前着手届を作成し、公募団体に提出するものとする。
- (2) (1)のただし書により交付決定前に本事業の着手をする場合については、楽酪応援会議は、事業の内容が明確となってから、本事業の着手をするものとし、交付決定を受けるまでの間に生じたあらゆる損失について、自己の責めに帰することを了知の上で行うものとする。
- (3) 公募団体は、楽酪応援会議から(1)の交付決定前着手届の提出があった場合は、理事長にその写しを提出するものとする。(4) 公募団体は、(1)のただし書きによる着手については、事前にその理由等を十分に検討して必要最小限にとどめるよう取組主体を指導するほか、着手後においても必要な指導を十分行うことにより、事業が適正に行われるようとするものとする。

第6 機構の補助

- 1 機構は、予算の範囲内において、別表に定める補助対象経費及び補助率により、第1に規定する事業を実施するのに要する経費につき補助するものとする。
- 2 事業の実施に必要な経費であっても、次の経費は補助の対象とならないものとする。
 - (1) 国又は機構の事業において補助金等の交付を受けている経費
 - (2) 事業の期間中に発生した事故・災害の処理のための経費

- (3) 事業終了後も利用可能な汎用性の高い備品の購入経費
- (4) その他当該事業の実施に直接関連のない経費

第7 補助金の返納

1 楽酪応援会議推進事業

公募団体は、補助金の支払を受けた者が、補助金の支払いを受けた後に実施要綱等に定める要件を満たさないことが判明した場合には、当該補助金の支払いを受けた者に指示を行い、公募団体に当該補助金の全額又は一部を速やかに返納させなければならない。

2 機械装置の導入及び機械装置と一体的な施設整備事業

公募団体は、楽酪応援会議から、補助対象機械装置及び整備施設の処分制限期間中、当該機械装置及び整備施設の利用状況について報告を受け、その状況を把握するとともに、次に掲げる事由のいずれかに該当することが明らかになった場合において、このことに正当な理由がなく、かつ、改善の見込みがないと認めるときは、楽酪応援会議又はリース事業者に対して補助金の全部又は一部の返還を命じができるものとする。

- (1) リース契約を解約したとき
- (2) 労働負担軽減経営体が経営を中止したとき
- (3) 導入した当該機械装置が滅失したとき
- (4) 申請書等に虚偽の記載をしたとき
- (5) リース契約に定められた契約内容に明らかに合致しないとき
- (6) 実施要綱等に定める変更の届出、報告等を怠ったとき

第8 事業実施状況の報告

1 労働負担軽減経営体は、補助対象機械装置の導入及び機械装置と一体的な施設の整備を実施した場合は、労働負担軽減経営体実施状況報告書を速やかに作成し、楽酪応援会議に提出するものとする。労働負担軽減経営体実施状況報告書の提出を受けた楽酪応援会議は、速やかに公募団体に提出するものとする。

2 楽酪応援会議は、事業実施状況報告書を作成し、公募団体が定める期日までに、公募団体に報告するものとする。

3 公募団体は、楽酪応援会議から2の事業実施状況の報告を受けた場合には、1の労働負担軽減経営体の実施状況の報告と併せて取りまとめ、事業実施状況報告書を作成し、事業実施年度の翌年度の7月31日までに、理事長及び都道府県知事へ報告するものとする。

公募団体は、1及び2の実施状況報告の内容について点検し、事業実施計

画に定められた成果目標の達成が困難と判断した場合は、当該楽酪応援会議及び当該労働負担軽減経営体に対して適切な措置を講ずるものとする。

- 4 機構は、3の公募団体からの事業実施状況の報告の内容について点検し、事業実施計画に定められた成果目標の達成が困難と判断した場合には、公募団体に対して適切な措置を講ずるものとする。

第9 事業評価の報告

- 1 楽酪応援会議は、第4の2により設定した成果目標について、事業実施年度の翌年度について検証を行い、事業成果報告書により、事業実施年度の翌々年度の6月30日までに、公募団体に報告するものとする。
- 2 公募団体は、1の楽酪応援会議の事業評価の報告を取りまとめ、事業実施年の翌々年度の7月31日までに、理事長及び都道府県知事へ報告するものとする。
- 3 機構は、2の公募団体からの事業評価の報告の内容について点検し、事業実施計画に定められた成果目標を達成していないと判断した場合は、公募団体に対し、必要な指導を行う。

第10 調査及び報告

- 1 楽酪応援会議は、第5の5の(3)のイ及び第5の6の(5)により確認した機械装置及び整備施設の利用状況について、公募団体に対し、第8の2の事業実施状況報告書の提出時に併せて報告するものとする。
- 2 機構は、この要綱に定めるもののほか、事業実施状況及び事業実績について、必要に応じて、楽酪応援会議、リース事業者等に対し調査し、又は報告を求め、若しくは指導することができるものとする。
- 3 公募団体及び都道府県は、楽酪応援会議、リース事業者及び労働負担軽減経営体に対し、事業実施状況及び事業実績について調査し、又は報告を求め、若しくは指導することができるものとする。

第11 帳簿等の整備保管等

公募団体は、この事業に係る経理については、他と明確に区分し経理するとともに、その内容を明らかにした帳簿及び関係書類を整備保管するものとする。なお、その保管期間は、事業の完了した年度の翌年度から起算して5年間とする。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間を経過しない場合においては、財産管理台帳その他関係書類を整備保管するものとする。

別添1別表

補助対象機械装置	機械装置の区分	仕様等
	搾乳関係機械装置	搾乳ロボット ミルキングパーラー 搾乳ユニット搬送レール ミルカ一自動離脱装置
	飼料給与関係機械装置	自動給餌機 ほ乳ロボット 自走式配餌車
	家畜飼養管理機械装置	バーンスクレーパー 敷料散布機
補助対象施設整備	事業実施年度中に省力化機械装置を導入するために必要となる施設の補改修、増築等	

(注意)

- 1 補助対象機械装置には、汎用性のある運搬車両等は含まないものとする。
- 2 汎用性のある運搬車両等を動力源とする機械装置は補助対象とはしない。
- 3 本表のほか、公募団体が特に認めた機械装置についても補助対象とすることができる。その際、公募団体が設置する畜産施設機械の専門家が参加する委員会の意見を聞くものとする。
- 4 補助対象機械装置の導入は、利用規模や労働時間の削減に即した適正な機械装置の選定をするものとする。
- 5 補助対象機械装置の導入に当たっては、その他、上記の機械装置の設置に必要となる簡易な資材を対象に含むことができるものとする。
- 6 施設整備に当たっては、資材の購入による自力施工によるものは、補助対象外とする。

別添1別添 労働時間削減効果分析

第1 評価

本事業を実施するに当たり、あらかじめ以下の基準により労働時間削減効果の評価を実施し、事業の投資効率を十分に検討するものとする。

第2 評価点数の算出式

$$\begin{aligned} \text{補助金申請額 (円)} & \div \text{削減が期待される年間総労働時間 (時間)} \\ & \times \text{係数} \div 10,000 \end{aligned}$$

- 1 補助金申請額は、本事業によるもののほか、本事業により施設整備が必要となる機械装置であって国庫補助事業等により導入するものに係る額を含むものとする。
- 2 削減が期待される年間総労働時間は、本事業による補助対象機械装置の導入又は補助対象施設整備（当該整備を必要とする機械装置の導入を含む）を通じて搾乳作業、給餌作業及び生産管理作業が変化することにより削減されることが期待される搾乳牛1頭当たり作業時間と搾乳牛頭数との積とする。

第3 削減が期待される年間労働時間の考え方

1 搾乳作業

(搾乳方式)

	搾乳牛1頭当たり搾乳時間 (時間/頭・年)
バケット及びパイプライン方式 (自動離脱装置なし)	48
バケット及びパイプライン方式 (自動離脱装置あり)	40
搾乳ユニット手動搬送方式 (自動離脱装置なし)	46
搾乳ユニット手動搬送方式 (自動離脱装置あり)	38
搾乳ユニット自動搬送方式	34
ミルキングパーラー方式 (自動離脱装置なし)	42

ミルキングパーラー方式 (自動離脱装置あり)	3 4
搾乳ロボット方式	7

2 給餌作業

(1) 搾乳牛

	搾乳牛 1頭当たり給餌時間 (時間/頭・年)
人力による給餌方式	4 3
自走式配餌車による給餌方式	3 7
自動給餌方式 (濃厚飼料)	1 6
自動給餌方式 (濃厚・粗飼料)	1 4

(2) 子牛 (ほ乳)

	搾乳牛 1頭当たりほ乳時間 (時間/頭・年)
人力によるほ乳方式	3
ほ乳ロボット方式	0

3 生産管理作業

(除糞作業)

	搾乳牛 1頭当たり労働時間 (時間/頭・年)
ホイールローダー等バーンスクレーパーによらない除糞	5
バーンスクレーパーによる除糞	0

(敷料散布作業)

	搾乳牛 1頭当たり労働時間 (時間/頭・年)
人力による敷料散布	3
敷料散布機による敷料散布	0

4 1から3については、実例を調査した資料を添付することにより、当該値に置き換えることができるものとする。

第4 係数

複数該当する場合は、該当する全ての項目の値を掛けができるものとする。

区分	項目	値
1 後継者	① 今後とも安定的な経営継続が見込まれる経営として（1）又は（2）に該当する経営 （1）主たる経営者が45歳未満 （2）主たる経営者が45歳以上の場合、後継者となる子息・子女又は概ね15歳以上の後継者の確保がなされている	0.9
	② ①に該当しない場合、後継者の確保に向けた取組の実施	0.95
2 乳用後継牛	① 自家の牛群更新に必要な乳用牛を概ね自家生産により確保する経営	0.9
	② ①以外の場合、自家の牛群更新に必要な乳用牛の自家生産に取り組む経営	0.95
3 生産性向上	① 増頭、飼養管理の高度化等により、生乳生産量の1割以上の増加に取り組む経営	0.9
	② ①以外の場合、生乳生産量の増加に取り組む経営	0.95
4 その他	① 地震・台風等の災害等に備えた、地域における互助協定に参加する経営	0.95
	② 酪農従事者の疾病時等の経営継続に備えた、地域における互助協定に参加する経営	0.95
	③ 地震・台風等により被災した経営	0.9
	④ 畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業による補助を受けていない経営	0.95
	⑤ 牛群検定に加入している経営	0.9
	⑥ 供用期間の延長等を図るため、自給飼料の飼料分析や技術者との意見交換を定期的に行う経営	0.95

区分	項目	値
	⑦ 楽酪応援会議の構成員の中で、J G A P 家畜・畜産物の認証農場又は、G A P 取得チャレンジシステムの確認済み農場がある場合	0.95
	⑧ 楽酪応援会議の構成員の中で、農場H A C C P 推進農場として指定されている経営がある場合	0.95
	⑨ 作業安全に関する取組を実施している経営	0.9
	⑩ その他、地域への貢献度が高い取組と公募団体が特に認めた取組に参加する経営	0.9

別添2 集合搾乳施設整備事業

第1 事業の内容

本事業の内容は次のとおりとし、補助対象経費及び補助率は別表に定めるとおりとする。

1 楽酪応援会議推進事業

楽酪応援会議が、酪農を営む者の実情に応じ、集合搾乳施設利用計画の策定や2の事業の円滑な推進を図るために行う取組に対し、必要な経費を補助する。

2 集合搾乳施設整備事業

集合搾乳施設利用計画を達成するため、楽酪応援会議が行う、(1)及び(2)に掲げる施設及び当該施設と一体的に整備する設備の整備(補改修を含み、当該施設の整備又は補改修の後、集合搾乳施設運営経営体に貸し付ける場合を含む。)に要する経費の一部を助成するものとし、補助対象の基準については別添2別表に定めるとおりとする。

(1) 家畜飼養管理施設

(2) 家畜排せつ物処理施設

第2 集合搾乳施設利用計画等

1 集合搾乳施設利用計画の要件

実施要綱第2の3で定める集合搾乳施設利用計画に記載する内容の要件は、次に掲げる事項を内容とするものとする。

(1) 楽酪応援会議の名称及びその構成員の概要

(2) 集合搾乳施設利用計画の達成に向けた構成員ごとの役割分担

(3) 集合搾乳施設運営経営体の労働条件の改善のための取組の概要

(4) 集合搾乳施設運営経営体が導入する施設の種類、内容及び労働条件の改善の定量的な効果

(5) 集合搾乳施設運営経営体の労働条件の改善により生じるゆとりを活用して、地域酪農の発展に資する取組の内容

2 集合搾乳施設運営経営体

(1) 集合搾乳施設の要件

集合搾乳施設運営経営体は、次の要件を全て満たすものとする。

ア 生計を異にする3戸以上で組織されていること。

イ 施設を適正に利用するための代表者の定めがあり、組織及び運営並びに経理についての規約の定めがある団体であること。

(2) 集合搾乳施設運営経営体の構成員

集合搾乳施設運営経営体の構成員となれる者は、次のいずれかに該当する者とする。

- ア 乳用牛またはその育成牛を飼養する者（法人化しているものを除く。）
- イ 農業者の組織する団体（代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがある団体（農事組合法人（農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第72条の10第1項に規定する事業を行う法人をいう。）、農事組合法人以外の農地所有適格法人（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する法人をいう。）及び特定農業団体（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第23条第4項に規定する団体をいう。）を含む。）をいう。）とする。
- ウ 株式会社又は持分会社であって、酪農を含む農業を主たる事業として営むもの
- エ 事業協同組合、事業協同組合連合会（定款において、酪農を含む農業の振興を主たる事業として位置づけているものに限る。）
- オ 公益財団法人、公益社団法人、一般財団法人又は一般社団法人（定款において、酪農を含む農業の振興を主たる事業として位置づけているものに限る。）
- カ 公社（地方公共団体が出資している法人をいう。）
- キ 酪農を営む個人が構成員となっている任意団体であって、次の（ア）及び（イ）の要件のいずれかに適合するもの
 - (ア) 酪農を営む個人が直接の主たる構成員であること。
 - (イ) 当該団体の規約が次に掲げる事項の全てを満たしていること。
 - a 共同利用施設等の整備等を図ることにより集合搾乳施設利用計画の達成に資する旨の目的が定められていること。
 - b 代表者、代表権の範囲及び代表者の選任の手続が明らかにされていること。
 - c 意思決定の機関及びその方法について定めがあり、意思決定に対する構成員の参加を不当に差別していないこと。
 - d 共同利用施設等の利用法が公平を欠くものでないこと。
 - e 収支計算書、会計帳簿を作成している等財務及び会計に関し必要な事項を明らかにしていること。

第3 対象事業の要件

1 施設の整備の主体

施設の整備を行う者は、集合搾乳施設運営経営体とする。

2 施設の貸付け

第1により整備した施設を貸し付ける場合は、次の要件を満たすものとする。

- (1) 施設の貸付けは、第2の2の(2)のイからカまでに該当する者が、施設の整備を行い、集合搾乳施設運営経営体に貸付ける場合に限ること。

(2) 施設等の貸付けに係る要件

ア 貸付を行う者（以下「貸付主体」という。）が集合搾乳施設運営経営体に本事業により整備した施設を貸し付ける場合、貸付主体が自ら整備し、又は買い入れ補改修した施設であって、集合搾乳施設運営経営体に貸し付けること（一定期間（原則として5年以内）貸し付けた後に集合搾乳施設運営経営体に売り渡すことを含む）を予定しているものであること。

イ 貸付主体は、本事業により整備した施設を集合搾乳施設運営経営体に貸し付ける時には、賃貸借期間、賃貸借料、賃貸借料納入の期限及び方法、目的外使用の禁止等の事項について明記した賃貸借契約を、書面をもって締結すること。

ウ 貸付主体が集合搾乳施設運営経営体に施設を貸し付けるに当たり賃借料を徴収する場合、その年間の徴収額は、原則として、「（貸付主体負担／当該施設の耐用年数）十年間管理費」により算出される額以内とすること。なお、「貸付主体負担」は「事業費－補助金」により算出される額とすること。

第4 目標年度及び成果目標

この事業の目標年度及び成果目標は次のとおりとする。

1 目標年度

目標年度は、事業実施年度の翌年度とするものとする。

2 成果目標

楽酪応援会議は、集合搾乳施設利用計画に基づく取組により、事業実施年度の翌年度に、労働時間を10%以上低減するとの成果目標を設定するものとする。

第5 事業の実施基準

1 事業の実施に当たっては、自己資金又は国及び機構の事業を実施中又は既に終了しているものは、本事業の補助の対象外とする。

2 補助対象事業費は、地域の実情に即した適正な現地実行価格により算定するものとし、施設の規模については、それぞれの目的に合致するものでなければならぬものとする。なお、事業費の積算等については、「補助事業

の効率的な実施について」（昭和55年4月19日付け55構改A第503号農林水産省構造改善局長、農蚕園芸局長、畜産局長、食品流通局長通知）及び「過大積算等の不当事態の防止について」（昭和56年5月19日付け56経第897号農林水産大臣官房長通知）によるものとする。

- 3 本事業による施設の整備は原則として、新品、新築又は新設によるものとし、施設の耐用年数は5年以上とする。ただし、既存の施設及び資材の有効利用並びに事業費の低減等の観点から、地域の実情に照らし適当な場合には、増築、併設、合体施行若しくは直営施行又は古品及び古材の利用を推進するものとする。なお、古品及び古材については、原則として、新資材等と一体的な施工及び利用管理を行う上で不都合のない適正な耐用年数を有するものとする。
- 4 既存施設の代替として同種・同能力のものを再整備するいわゆる更新は、補助の対象外とする。
- 5 本事業により整備する施設と一体的に活用を図る既存施設がある場合は、既存施設を含めて成果目標を達成することとする。
- 6 施設の整備に伴う用地の買収又は造成に要する経費、既存施設の撤去に要する経費、貸付けに要する経費又は補償費は、補助の対象外とする。
- 7 補助対象経費は、本事業に直接要する経費であって、本事業の対象として明確に区分できるものであり、かつ、証拠書類によって金額等が確認できるものに限る。
- 8 集合搾乳施設運営経営体は、ICT機械装置を導入する場合、そのシステムサービスの提供者が「農業分野におけるAI・データに関する契約ガイドライン」（令和2年3月農林水産省策定）で対象として扱うデータ等を取得するのであれば、システムサービスの提供者とデータ等の保管について、本ガイドラインに準拠した契約を締結するものとする。

第6 事業の実施等

1 事業実施要領の作成

公募団体は、第1の事業の実施に当たり、あらかじめ事業の趣旨、内容、仕組み、消費税及び地方消費税の取扱い、補助金の交付手続等を定めた事業実施要領を作成し、理事長の承認を受けるものとする。これを変更する場合も、同様とする。

2 事業実施計画の作成等

(1) 本事業を実施しようとする酪農応援会議は、別添2別添に掲げる労働時間削減効果の評価を踏まえ、あらかじめ事業実施計画を作成し、都道府県知事に協議の上、集合搾乳施設利用計画と併せて、公募団体に提出し、承

認を受けるものとする。

(2) (1)で提出のあった事業実施計画に、次に掲げる変更等をしようとするときは、(1)に準じて変更の承認を受けるものとする。

- ア 事業の中止又は廃止
- イ 事業実施地区の変更
- ウ 取組主体の変更
- エ 事業費の30%を超える増減
- オ 補助金の増又は30%を超える減
- キ 成果目標の変更

(3) 事業の着工

ア 本事業の着工は、原則として、補助金の交付決定後に行うものとする。

ただし、地域の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で緊急かつやむを得ない事情により、交付決定前に事業の着工を行う場合は、楽酪応援会議は、あらかじめ、公募団体の指導を受けた上で、その理由を明記した交付決定前着工届を作成し、公募団体に提出するものとする。

イ アのただし書により交付決定前に事業の着工をする場合にあっては、楽酪応援会議は、事業について、その内容が明確となってから着工するものとし、交付決定の通知を受けるまでの期間に生じたあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。

ウ 公募団体は、楽酪応援会議からアの交付決定前着工届の提出があった場合は、理事長にその写しを提出するものとする。

3 費用対効果分析

費用対効果分析は、畜産業振興事業の実施についてに定めるとおりとする。

第7 事業実施状況の報告

- 1 楽酪応援会議は、事業実施状況報告書を作成し、公募団体が定める期日までに、公募団体を経由して理事長へ報告するものとする。
- 2 公募団体は、楽酪応援会議から1の事業実施状況の報告を受けた場合には、別添2別紙様式第1号によりこの内容を取りまとめ、事業実施年度の翌年度の7月31日までに、理事長及び都道府県知事へ報告するものとする。
- 3 機構は、公募団体に対し、1及び2に定める報告のほか、必要に応じ、集合搾乳施設運営経営体ごとの事業実施状況について、報告や必要な資料の提出を求めることができるものとする。

第8 事業評価の報告

- 1 楽酪応援会議は、第4の2により設定した成果目標について、事業実施年度の翌年度に検証を行い、事業実施年度の翌々年度の6月30日までに、公募団体に報告するものとする。
- 2 公募団体は、楽酪応援会議から1の報告を受けた場合には、別添2別紙様式第1号により、同年度の7月31日までに、理事長及び都道府県知事へ報告するものとする。
- 3 機構は、2の公募団体からの事業評価の報告の内容について点検し、事業実施計画に定められた成果目標を達成していないと判断した場合は、公募団体に対し、必要な指導を行う。

第9 調査及び報告

機構は、事業実施状況及び事業実績について、必要に応じて、公募団体に対し調査し、報告を求め、又は指導できるものとする。

第10 施設の管理運営実施について

1 管理運営

楽酪応援会議及び集合搾乳施設運営経営体は、本事業により整備した施設を、常に良好な状態で管理し、必要に応じて修繕等を行い、その設置目的に即して最も効率的な運用を図ることで適正に管理運営するものとする。

2 管理委託

施設の管理は、原則として、楽酪応援会議又は集合搾乳施設運営経営体が行うものとする。ただし、第3の2の施設の貸付けを実施する場合及び集合搾乳施設運営経営体が施設の管理運営を直接行い難い場合には、公募団体が適当と認める者に、整備目的が確保される場合に限り、管理運営を委託することができるものとする。

3 指導監督

公募団体は、本事業の適正な推進が図られるよう、楽酪応援会議に対し、集合搾乳施設運営経営体及び施設の管理を行う者による適正な施設の管理運営を指導するとともに、事業実施後の管理運営及び利用の状況並びに事業効果の把握に努めるものとする。また、公募団体は、関係書類の整備、施設の管理、処分等において適切な措置を講じるよう楽酪応援会議等を十分に指導監督するものとする。

第11 帳簿等の整備保管等

公募団体は、この事業に係る経理については、他と明確に区分し経理するとともに、その内容を明らかにした帳簿及び関係書類を整備保管するもの

とする。なお、その保管期間は、事業の完了した年度の翌年度から起算して5年間とする。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間を経過しない場合においては、財産管理台帳その他関係書類を整備保管するものとする。

別添2別表

区分	補助対象基準
1 家畜飼養管理施設	<p>1 搾乳作業等の省力化を図るため、地域の搾乳牛を集約し、共同で搾乳作業等の飼養管理を行う施設であり、かつ、集合搾乳施設利用計画の達成のために必要な施設として、集合搾乳施設利用計画に位置付けられた施設であること。</p> <p>2 施設の整備に当たっては、次に留意すること。</p> <p>(1) 悪臭や水質汚濁等の公害の発生防止を図る観点から風向きや施設の配置に十分配慮すること。</p> <p>(2) 家畜伝染病の予防及びまん延防止に十分配慮すること。</p> <p>3 施設は次のとおりとする。</p> <p>搾乳牛舎、搾乳牛舎と一体的に整備される搾乳施設</p> <p>4 搾乳施設と一体的に整備する設備とは、次の全てに該当するものとする。</p> <p>(1) 家畜飼養管理施設と併せて整備する設備であること。</p> <p>(2) 整備する設備は、給餌、搾乳、家畜排せつ物の搬出等基本的な生産工程に直接に関わり、かつ、施設に備え付けられた後は容易に物理的に分離できないか又は施設で行われる生産工程のあり方の本質に関わるものであること。</p> <p>5 家畜の管理のための事務所等を畜舎とは別棟として整備する必要がある場合には、次の基準により行うものとし、経営面から見て過大な施設とならないよう特に留意するものとする。</p> <p>(1) 場所</p> <p>原則として、当該施設の敷地内又は隣接地に整備することとする。</p> <p>ただし、地形等の自然条件や家畜防疫の観点から敷地内又は隣接地以外に整備する必要がある場合にあっては、家畜管理上支障を来</p>

区分	補助対象基準
	<p>さない範囲でその地の土地に整備することができるものとする。</p> <p>(2) 規模</p> <p>ア 管理舎 1 棟当たりの規模は、次の方法で算出した面積の範囲内とする。</p> $\text{面積} = \text{共用部分 } 8 \text{ m}^2 \times \text{管理人数等} \text{ (ただし、 } 40 \text{ m}^2 \text{ 以内とする。)} + 10 \text{ m}^2 \times \text{管理人数等}$ <p>イ アの共用部分は事務室、炊事場、浴室等とし、管理人数等は、家畜の飼養管理計画頭数及び飼養形態からみて必要最小限とする。</p>
2 家畜管理飼養施設と一体的に整備する家畜排せつ物処理施設	<p>1 施設等の整備に当たっては、次の要件を満たすものとする。</p> <p>(1) 家畜飼養管理施設と合わせて整備するものとする。</p> <p>(2) 整備する施設は、資源循環型社会の形成や大気、水等の環境保全に資するとともに、地域ごとの臭気及び排水規制や周辺住民から理解を得られる適正な規模及び処理能力を備えるものであること。</p> <p>(3) 堆肥処理施設を整備する場合は、当該施設を利用する集合搾乳施設運営経営体から発生する家畜はふん尿を適正に処理し得る能力を有すること。</p> <p>(4) 汚水処理施設を整備する場合は、当該施設を利用する集合搾乳施設運営経営体から発生する汚水を水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）第 3 条の排水基準以下に処理し得る能力を有すること。</p> <p>(5) 脱臭施設を整備する場合は、畜舎、堆肥処理施設等から発生する臭気を、悪臭防止法（昭和 46 年法律第 91 号）第 4 条の規制基準以下に処理し得る能力を有すること。</p> <p>3 家畜排せつ物処理施設は、次のとおりとする。</p>

区分	補助対象基準
	<p>(1) 堆肥処理施設 堆肥舎、堆肥発酵施設、副資材保管施設等</p> <p>(2) 汚水処理施設 貯留槽、浄化処理施設、スラリータンク等</p> <p>(3) 脱臭施設</p> <p>4 施設と一体的に整備する設備とは、次の（1）及び（2）から（4）までのいずれかに該当するものとする。</p> <p>(1) 家畜排せつ物処理施設と併せて設置する設備であること。</p> <p>(2) 堆肥処理の設備にあっては、水分調整、発酵等基本的な処理工程に直接に関わり、かつ、施設に備え付けられた後は容易に物理的に分離できないか又は施設で行われる処理工程のあり方の本質に関わるものとする。</p> <p>(3) 汚水処理の設備にあっては、固液分離、ばつ気、脱窒等基本的な処理工程に直接に関わり、かつ、施設に備え付けられた後は容易に物理的に分離できないか又は施設で行われる処理工程のあり方の本質に関わるものとする。</p> <p>(4) 脱臭処理の設備にあっては、臭気の吸引、洗浄除去等基本的な処理工程に直接に関わり、かつ、施設に備え付けられた後は容易に物理的に分離できないか又は施設で行われる処理工程のあり方の本質に関わるものとする。</p>
3 施設の補改修	<p>1 施設の補改修に当たっては、次の要件を満たすものとする。</p> <p>(1) 交付対象となる施設の残存耐用年数は、原則として、整備後の耐用年数が5年以上とする。</p> <p>(2) 補改修は、地域の乳用牛を集約して、共同で搾乳等の飼養管理を行うために必要な施設の補改修に限る。</p> <p>2 補改修できる施設の範囲 搾乳牛を飼養するための家畜飼養管理施設、家畜排せつ物処理施設とする。</p>

別添2別添 労働時間削減効果分析

第1 評価

本事業を実施するに当たり、あらかじめ以下の基準により労働時間削減効果の評価を実施し、事業の投資効率を十分に検討するものとする。

第2 評価点数の算出式

$$\begin{aligned} \text{補助金申請額 (円)} &\div \text{削減が期待される年間総労働時間 (時間)} \\ &\times \text{係数} \div 10,000 \end{aligned}$$

なお、削減が期待される年間総労働時間は、補助対象機械装置の導入により現在の搾乳方式、給餌方式及び生産管理方式が変化する、搾乳牛1頭当たり作業時間と搾乳牛頭数の積から求められる差とする。

第3 削減が期待される年間労働時間の考え方

1 搾乳作業

(搾乳方式)

	搾乳牛1頭当たり搾乳時間 (時間/頭・年)
バケット及びパイプライン方式 (自動離脱装置なし)	48
バケット及びパイプライン方式 (自動離脱装置あり)	40
搾乳ユニット手動搬送方式 (自動離脱装置なし)	46
搾乳ユニット手動搬送方式 (自動離脱装置あり)	38
搾乳ユニット自動搬送方式	34
ミルキングパーラー方式 (自動離脱装置なし)	42
ミルキングパーラー方式 (自動離脱装置あり)	34
搾乳ロボット方式	7

(乳頭洗浄)

	搾乳牛 1頭当たり労働時間 (時間/頭・年)
人力による乳頭洗浄	8
自動乳頭洗浄機による洗浄	6

2 給餌作業

(1) 搾乳牛

	搾乳牛 1頭当たり給餌時間 (時間/頭・年)
人力による給餌方式	4 3
自動餌寄せ方式	4 0
自走式配餌車による給餌方式	3 7
自走式配餌車+自動餌寄せ方式	3 4
自動給餌方式(濃厚飼料)	1 6
自動給餌(濃厚飼料)+自動餌寄せ方式	1 3
自動給餌方式(濃厚・粗飼料)	1 4
自動給餌(濃厚・粗飼料)+自動餌寄せ方式	1 1

(2) 子牛(ほ乳)

	搾乳牛 1頭当たりほ乳時間 (時間/頭・年)
人力によるほ乳方式	3
ほ乳ロボット方式	0

3 生産管理作業

(繁殖管理)

	搾乳牛 1頭当たり労働時間 (時間/頭・年)
人力による観察方式	1 4
発情発見装置の活用	1 2
分娩監視装置の活用	1 3

発情発見装置＋分娩監視装置の活用	11
------------------	----

4 1から3については、実例を調査した資料を添付することにより、当該値に置き換えることができるものとする。

第4 係数

複数該当する場合は、該当する全ての項目の値を掛けができるものとする。

区分	項目	値
1 後継者	① 今後とも安定的な経営継続が見込まれる経営として（1）又は（2）に該当する経営 （1）主たる経営者が45歳未満 （2）主たる経営者が45歳以上の場合、後継者となる子息・子女又は概ね15歳以上の後継者の確保がなされている	0.9
	② ①に該当しない場合、後継者の確保に向けた取組の実施	0.95
2 乳用後継牛	① 自家の牛群更新に必要な乳用牛を概ね自家生産により確保する経営	0.9
	② ①以外の場合、自家の牛群更新に必要な乳用牛の自家生産に取り組む経営	0.95
3 その他	① 地震・台風等の災害等に備えた、地域における互助協定に参加する経営	0.95
	② 酪農従事者の疾病時等の経営継続に備えた、地域における互助協定に参加する経営	0.95
	③ 地震・台風等により被災した経営	0.9
	④ 畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業による補助を受けていない経営	0.95
	⑤ 牛群検定に加入している経営	0.9
	⑥ 供用期間の延長等を図るため、自給飼料の飼料分析や技術者との意見交換を定期的に行う経営	0.95
	⑦ 楽酪応援会議の構成員の中で、J G A P家畜・畜産物の認証農場又は、G A P取得チャレンジシステムの確認済み農場がある場合	0.95

	⑧ 楽酪応援会議の構成員の中で、農場HACCP推進農場として指定されている経営がある場合	0.95
	⑨ 作業安全に関する取組を実施している経営	0.9
	⑩ その他、地域への貢献度が高い取組と公募団体が特に認めた取組に参加する経営	0.9

別添2別紙様式第1号

令和 年度酪農労働省力化推進施設等緊急整備対策事業
(集合搾乳施設整備事業) 事業実施状況及び成果報告書

番 号
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構
理事長 殿

住 所
団体名
代表者名

酪農労働省力化推進施設等緊急整備対策事業実施要綱別添2の第7の2及び
第8の2に基づき、関係書類を添えて事業成果を報告します。

【添付書類】

- ・別添「事業実施状況及び事業成果報告書」

別添2別紙様式第1号別添
事業実施状況及び事業成果報告書

都道府県名	集合搾乳施設運営体名	集合搾乳施設運営経営体構成員名 (借受者)	事業実施後の状況				成 果 目 標 の 具 体 的 な 実 績	事 業 内 容 (工種、施設区分、構造、規模、能力等)	負担区分(円)			完 了 年 月 日	樂 酪 応 援 会 議 の 評 価	備 考	
			取組の効果	取組の指標	計画時(○年)	目標年(□年)			事業費(円)	補助金	自己資金	その他			

平均達成率	%	総合所見	
-------	---	------	--

【添付資料】

- ・集合搾乳施設運営経営体ごとに作成した「実施状況及び事業成果報告書」

別添3 後継牛預託育成体制整備事業

第1 事業の内容

本事業の内容は次のとおりとし、補助対象経費及び補助率は別表に定めるとおりとする。

1 楽酪応援会議推進事業

楽酪応援会議が、後継牛の預託育成を行う者及び酪農を営む者の実情に応じ、後継牛の預託育成体制強化を図るための計画の策定や2の事業の円滑な推進を図るために行う取組に対し、必要な経費を補助する。

2 後継牛預託育成体制整備事業

後継牛預託育成経営体が、後継牛預託育成強化計画に基づき家畜飼養管理施設の補改修、省力化機械装置の導入及び育成牛の飼養管理に必要な資材の導入により預託育成施設を整備する場合、その負担の軽減を図るため、当該施設等の整備に必要な費用の一部を楽酪応援会議が助成する取組について、必要な経費を楽酪応援会議に対して補助する。

第2 対象者

第1の2により家畜飼養管理施設の補改修、省力化機械装置の導入及び育成牛の飼養管理に必要な資材の導入を行う者は、楽酪応援会議が作成した当該補改修及び導入に係る計画において、後継牛預託育成経営体として位置付けられた、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 乳用牛又はその育成牛を飼養する者（法人化しているものを除く。）
- (2) 酪農を営む者を含む農業者の組織する団体（代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがある団体（農事組合法人（農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第72条の10第1項に規定する事業を行う法人をいう。以下同じ。）、農事組合法人以外の農地所有適格法人（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する法人をいう。）及び特定農業団体（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第23条第4項に規定する団体をいう。）を含む。）をいう。）
- (3) 株式会社又は持分会社であって、酪農又は後継牛の預託育成を含む農業を主たる事業として営むもの
- (4) 事業協同組合又は事業協同組合連合会（定款において、酪農を含む農業の振興を主たる事業として位置付けているものに限る。）
- (5) 公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人又は一般財団法人（定款において、酪農を含む農業の振興を主たる事業として位置付けているものに限る。）
- (6) 公社（地方公共団体が出資している法人をいう。）
- (7) 酪農又は後継牛の預託育成を営む個人が構成員となっている任意団体

であって、次のア及びイの要件のいずれかに適合するもの

ア 酪農又は後継牛の預託育成を営む個人が直接の主たる構成員であること。

イ 当該団体の規約が次に掲げる事項の全てを満たしていること。

(ア) 機械装置の導入を図ることにより後継牛預託育成強化計画の達成に資する旨の目的が定められていること。

(イ) 代表者、代表権の範囲及び代表者の選任の手続が明らかにされていること。

(ウ) 意思決定の機関及びその方法について定めがあり、意思決定に対する構成員の参加を不当に差別していないこと。

(エ) 導入した機械装置の利用法が公平を欠くものでないこと。

(オ) 収支計算書、会計帳簿を作成している等財務及び会計に関し必要な事項を明らかにしていること。

第3 補助対象の範囲

- 1 第1の2の事業における補助対象の範囲は、別添3別表に掲げるとおりとする。
- 2 第1の2の事業において補助対象となる機械装置（以下「補助対象機械装置」という。）は、一般に市販されているものとし、試験研究のために製造された機械装置については、補助対象としないものとする。
- 3 補助対象機械装置は、原則として新品とする。ただし、楽酪応援会議が必要と認める場合には、中古品を対象とすることができるものとする。この場合における補助対象機械装置は、その導入時において、法定耐用年数（減価償却資産の耐用年数に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数をいう。以下同じ。）から経過年数を差し引いた残存期間が2年以上であるものに限るものとする。
- 4 補助対象機械装置の導入に対する助成は、次のいずれかの方式によるものとする。
 - (1) リース方式
後継牛預託育成経営体が機械装置を借受けにより導入する場合に、当該機械装置の取得に必要な費用の一部を楽酪応援会議が助成する取組について、当該機械装置の導入に係る計画を作成した楽酪応援会議に対して必要な経費を補助する。
 - (2) 購入方式
後継牛預託育成経営体が機械装置を購入して導入する場合に、当該機械装置の取得に必要な費用の一部を楽酪応援会議が助成する取組について、次のいずれかに該当するときに限り、必要な経費を、当該機械装置の導入に係る計画を作成した楽酪応援会議に対して補助する。

- ア 後継牛預託育成経営体が機械装置の管理を行うことに経営上の合理性があると認められるとき。
 - イ その他購入方式を行うことが、後継牛預託育成強化計画の達成のために必要であると楽酪応援会議が認めるとき。
- 5 リース方式で導入する場合の補助対象機械装置は、リース事業者がその通常の事業においてリース物件として貸し付けているものとする。
 - 6 国又は独立行政法人農畜産業振興機構の事業（以下「国庫補助事業等」という。）において補助金等の交付を受けている機械装置は、補助対象機械装置から除外する。

第4 目標年度及び成果目標

この事業の目標年度及び成果目標は次のとおりとする。

1 目標年度

目標年度は、事業実施年度の翌年度とする。

2 成果目標

楽酪応援会議は、後継牛預託育成強化計画に基づく取組により、事業実施年度の翌年度に、労働時間を10%以上低減することを成果目標に設定するものとする。

第5 事業の実施等

1 事業実施要領の作成

公募団体は、第1の事業の実施に当たり、あらかじめ事業の趣旨、内容、仕組み、消費税及び地方消費税の取扱い、補助金の交付手続等を定めた事業実施要領を作成し、理事長の承認を受けるものとする。これを変更する場合も、同様とする。

2 事業参加要望

楽酪応援会議は、楽酪応援会議推進事業への参加及び楽酪応援会議内の後継牛預託育成経営体が後継牛預託育成強化計画に基づいて実施しようとする取組の要望を取りまとめ、公募団体に提出する。この場合、楽酪応援会議は、後継牛預託育成経営体ごとに導入を希望する機械装置等の規模、数量等について、真に必要性のあるものにつき導入を行うよう取り計らうものとする。

3 事業実施計画の作成等

(1) 楽酪応援会議は、2の事業参加要望の取りまとめに当たり、別添3別添に掲げる労働時間削減効果の評価を踏まえ、後継牛預託育成経営体の間の優先順位を決定し、その結果（以下「総合評価結果」という。）を取りまとめるものとする。

(2) 楽酪応援会議は、事業実施計画書を作成し、公募団体の承認を受けるも

のとする。

- (3) 公募団体は、(2)の承認を行うに当たって、(2)により提出のあつた事業参加要望書及び総合評価結果を集約の上、全国の後継牛預託育成経営体間の優先順位を取りまとめた結果を添えて、要綱第4の2の(2)により事業実施計画書を作成し、理事長の承認を受けるものとする。
- (4) 公募団体は、(3)の承認を受ける際に、理事長と協議の上、配分予定額を決定し、(2)の承認と併せて配分予定額を楽酪応援会議及び都道府県知事に通知するものとする。
- (5) (2)及び(3)で提出のあつた事業実施計画について、次に掲げる変更等をしようとするときは、(2)及び(3)に準じて変更の承認を受けるものとする。
- ア 事業の中止又は廃止
 - イ 事業実施地区の変更
 - ウ 取組主体の変更
 - エ 事業費の30%を超える増減
 - オ 補助金の増又は30%を超える減
 - カ 成果目標の変更

4 事業参加承認

- (1) 楽酪応援会議は、3の(4)により通知を受けた配分予定額の範囲内で、総合評価結果で決定した優先順位に基づいて後継牛預託育成経営体を選定するものとする。
- (2) 購入方式で機械装置を導入する後継牛預託育成経営体の必要な費用の一部を助成する楽酪応援会議は、後継牛預託育成経営体の資金計画について、金融機関等が発行する預金残高証明書又は融資証明書等により、支払い可能であることが確認されていることについて整理し、公募団体の確認を得るものとする。
- (3) 公募団体は、必要な書類等の確認を行った上で、後継牛預託育成経営体ごとに事業参加承認を行い、楽酪応援会議及び都道府県知事に通知する。

5 機械装置の導入等に係る留意事項

- (1) 共通
- ア 補助対象機械装置の選定に当たっては、過剰な投資とならないよう、飼養規模に即したものを選定するものとする。
 - イ 補助対象機械装置の購入先の選定に当たっては、当該機械装置の希望小売価格を確認するとともに、一般競争入札を実施し、又は三者以上の業者から見積もりを提出させること等により、事業費の低減に向けた取組を行うものとする。
 - ウ 後継牛預託育成経営体は、補助対象機械装置の性質に応じて、リース事業者等とのメンテナンス契約を締結する等、常に良好な状態で管理

し、補助対象機械装置の導入による効率的な成果の発現に努めるものとする。

エ 後継牛預託育成経営体が国庫補助事業等により機械装置の導入に対する支援を受けていた実績がある場合は、法定耐用年数の期間内における当該補助事業の成果目標の達成状況等を十分に考慮するものとする。

オ 補助対象機械装置は法定耐用年数以上利用するものとする。

カ 後継牛預託育成経営体は、補助対象機械装置について、動産総合保険等の保険（盜難補償及び天災等に対する補償を必須とする。）に確実に加入するものとする。

キ 後継牛預託育成経営体は、補助対象機械装置の管理運営状況を明らかにし、その効率的運用を図るため、補助対象機械装置の管理運営日誌又は利用簿等を適宜作成し、整備保存するものとする。

ク 後継牛預託育成経営体は、天災その他の災害により、交付対象事業が予定の期間内に完了せず、又は交付対象事業の遂行が困難となった場合は、速やかにその旨を、楽酪応援会議を経由して公募団体に報告し、その指示を受けるものとする。

なお、報告に当たっては、災害の種類、被災年月日、被災時の工事進捗度、被災程度、復旧見込額又は防災、復旧措置等を明らかにした上で被災写真を添付するものとする。

また、公募団体は、必要がある場合は、現地調査を実施、報告事項の確認を行うものとする。

ケ 後継牛預託育成経営体は、補助対象機械装置について、処分制限期間内に天災その他の災害を受けたときは、直ちに、楽酪応援会議を経由して、公募団体に報告するものとする。

公募団体は、当該報告を受けたときは、当該機械装置の被害状況を調査確認し、遅滞なく、調査の概要、対応措置等を付し、理事長に報告するものとする。

なお、公募団体が、当該機械装置の復旧が不可能であると判断した場合にあっては、畜産業振興事業の実施について別添2畜産業振興事業により取得した財産の処分の取り扱いの定めるところにより、理事長に報告を行うものとする。

コ 後継牛預託育成経営体は、ICT機械装置を導入する場合、そのシステムサービスの提供者が「農業分野におけるAI・データに関する契約ガイドライン」（令和2年3月農林水産省策定）で対象として扱うデータ等を取得するのであれば、システムサービスの提供者とデータ等の保管について、本ガイドラインに準拠した契約を締結するものとする。

(2) リース方式の場合

ア 貸付期間

補助対象機械装置の貸付期間は、次のいずれかの方法により定めるものとする。

(ア) 貸付期間終了後に補助対象機械装置の所有権を後継牛預託育成経営体に移転する場合

リース事業者が貸付期間終了後に補助対象機械装置の所有権を後継牛預託育成経営体に移転する場合の補助対象機械装置の貸付期間は、法定耐用年数（中古品の場合は、法定耐用年数から経過年数を差し引いた残存期間。以下（ア）及び（イ）において同じ。）の70%（法定耐用年数が10年以上のものは法定耐用年数の60%）以上（1年以上の場合に限ることとし、1年未満の端数は切り捨てる。）かつ法定耐用年数以下であって、後継牛預託育成経営体とリース事業者が合意した期間とする。なお、貸付期間が法定耐用年数未満である場合は、後継牛預託育成経営体に所有権が移転された後、後継牛預託育成経営体において財産管理台帳を整備し、これを保管するものとする。

(イ) 貸付期間終了後に補助対象機械装置の所有権を移転しない場合

補助対象機械装置の貸付期間は、法定耐用年数とする。なお、貸付期間終了後の補助対象機械装置の取扱いについては、再リース又は第三者への譲渡により引き続き効率的に利用するよう努めるものとする。また、再リースを行う場合にあっては、補助対象機械装置の購入に要する経費の一部が補助されることから、この事業の趣旨を踏まえ、再リース料を設定するよう、公募団体がリース事業者を指導するものとする。

イ 貸付期間終了後の補助対象機械装置の所有権の移転

リース事業者は、補助対象機械装置について、アに基づく貸付期間終了後の適正な譲渡額を後継牛預託育成経営体との間で、あらかじめ設定していた場合において、当該貸付期間が終了したときは、当該譲渡額により、後継牛預託育成経営体に当該機械装置の所有権を移転することができる。

ウ 途中解約の禁止

後継牛預託育成経営体は、貸付期間中のリース契約を解約できないものとする。

ただし、やむを得ず貸付期間中にリース契約を解約する場合は、未経過期間に係る貸付料相当額を解約金として後継牛預託育成経営体がリース事業者に支払うものとする。

エ 貸付料の基準

貸付料は、基本貸付料、附加貸付料等並びに消費税及び地方消費税か

らなるものとする。なお、基本貸付料及び附加貸付料等については次のとおりとする。

(ア) 基本貸付料

基本貸付料は、補助対象機械装置の取得価額（消費税及び地方消費税を除く。以下同じ。）から補助金額及び譲渡額を控除して得た額を当該機械装置の貸付期間で除して得た額とする。

(イ) 附加貸付料等

附加貸付料等は、リース契約締結時においてリース事業者が別に定める額とする。ただし、リース事業者は、附加貸付料等を定めるに当たり、当該機械装置の購入に要する経費の一部が補助されることから、資金調達にかかる金利相当分を低減するなど、この事業の趣旨を踏まえ、極力、低廉な額とするよう努めるものとする。

オ 契約書類等の提出

(ア) リース事業者は、リース契約の内容に当該機械装置の取得価額と補助金額を明記するものとする。

(イ) 後継牛預託育成経営体は、リース事業者とリース契約を締結した場合、速やかにその契約に係る書類の写しを、楽酪応援会議を経由して公募団体に提出するものとする。

(3) 購入方式の場合

ア 助成対象は、次のいずれかに該当する後継牛預託育成経営体に限るものとする。

(ア) 地震・台風等の災害時の際、家畜の移送作業や在庫飼料の提供等の地域の互助協定に参加する経営

(イ) 酪農従事者の疾病時等の際、当該酪農経営の経営継続のため、飼養管理の補助や育成牛の受け入れ等の地域の互助協定に参加する経営

イ 後継牛預託育成経営体は、補助対象機械装置の管理状況を明確にするため財産管理台帳を整備してこれを保管するものとし、当該機械装置の導入を行った後、その写しを速やかに楽酪応援会議に提出するものとする。楽酪応援会議は、後継牛預託育成経営体から提出のあった財産管理台帳の写しに基づき、財産処分制限期間中の機械装置の利用状況を確認するとともに、本事業の適正かつ確実な実施の確保に努めるものとする。

ウ 後継牛預託育成経営体は、補助対象機械装置について移転、更新又は生産能力、利用規模若しくは利用方法等に影響を及ぼすと認められる変更を伴う増築、模様替え等（以下「増築等」という。）を当該機械装置の処分制限期間内に行うときは、あらかじめ、楽酪応援会議を経由して公募団体に届け出るものとする。公募団体は、届出があった場合、当該増築等の必要性を検討するとともに、あらかじめ、理事長に届け出て、

必要に応じその指示を受けるものとする。

- (4) 補改修した施設及び資材の管理等については、(3)のイ及びウの規定を準用するものとする。

6 事業の着工等

- (1) 後継牛預託育成経営体による本事業の着手は、原則として、公募団体から楽酪応援会議に対する交付決定後に行うものとする。ただし、地域の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で緊急かつやむを得ない事情により、交付決定前に事業の着工等を行う場合は、楽酪応援会議は、あらかじめ、公募団体の指導を受けた上で、その理由を明記した交付決定前着手届を作成し、公募団体に提出するものとする。
- (2) (1)のただし書により交付決定前に本事業の着手をする場合については、楽酪応援会議は、事業の内容が明確となってから、本事業の着手をするものとし、交付決定を受けるまでの間に生じたあらゆる損失について、自己の責めに帰することを了知の上で行うものとする。
- (3) 公募団体は、楽酪応援会議から(1)の交付決定前着手届の提出があつた場合は、理事長にその写しを提出するものとする。
- (4) 公募団体は、(1)のただし書きによる着手については、事前にその理由等を十分に検討して必要最小限にとどめるよう取組主体を指導するほか、着手後においても必要な指導を十分行うことにより、事業が適正に行われるようとするものとする。

第6 機構の補助

- 1 機構は、予算の範囲内において、別表に定める補助対象経費及び補助率により、第1に規定する事業を実施するのに要する経費につき補助するものとする。
- 2 事業の実施に必要な経費であっても、次の経費は補助の対象となるないものとする。
- (1) 国又は機構の事業において補助金等の交付を受けている経費
 - (2) 事業の期間中に発生した事故・災害の処理のための経費
 - (3) 事業終了後も利用可能な汎用性の高い備品の購入経費
 - (4) その他当該事業の実施に直接関連のない経費

第7 補助金の返納

1 楽酪応援会議推進事業

公募団体は、補助金の支払を受けた者が、補助金の支払いを受けた後に実施要綱等に定める要件を満たさないことが判明した場合には、当該補助金の支払いを受けた者に指示を行い、公募団体に当該補助金の全額又は一部を速やかに返納させなければならない。

2 後継牛預託育成体制整備事業

公募団体は、楽酪応援会議から、補助対象機械装置の処分制限期間中、当該機械装置の利用状況について報告を受け、その状況を把握するとともに、次に掲げる事由のいずれかに該当することが明らかになった場合において、このことに正当な理由がなく、かつ、改善の見込みがないと認めるときは、楽酪応援会議又はリース事業者に対して補助金の全部又は一部の返還を命じができるものとする。

- (1) リース契約を解約したとき。
- (2) 後継牛預託育成経営体が経営を中止したとき。
- (3) 導入した当該機械装置が滅失したとき。
- (4) 申請書等に虚偽の記載をしたとき。
- (5) リース契約に定められた契約内容に明らかに合致しないとき。
- (6) 実施要綱等に定める変更の届出、報告等を怠ったとき。

第8 事業実施状況の報告

1 後継牛預託育成経営体は、家畜飼養管理施設の補改修、省力化機械装置の導入及び育成牛の飼養管理に必要な資材の導入を実施した場合は、後継牛預託育成経営体実施状況報告書を速やかに作成し、楽酪応援会議に提出するものとする。後継牛預託育成経営体実施状況報告書の提出を受けた楽酪応援会議は、速やかに公募団体に提出するものとする。

2 楽酪応援会議は、事業実施状況報告書を作成し、公募団体が定める期日までに、公募団体に報告するものとする。

3 公募団体は、楽酪応援会議から2の事業実施状況の報告を受けた場合には、1の後継牛預託育成経営体の実施状況の報告と併せて取りまとめ、事業実施状況報告書を作成し、事業実施年度の翌年度の7月31日までに、理事長及び都道府県知事へ報告するものとする。

公募団体は、1及び2の実施状況報告の内容について点検し、事業実施計画に定められた成果目標の達成が困難と判断した場合は、当該楽酪応援会議及び当該後継牛預託育成経営体に対して適切な措置を講ずるものとする。

4 機構は、3の公募団体からの事業実施状況の報告の内容について点検し、事業実施計画に定められた成果目標の達成が困難と判断した場合には、公募団体に対して適切な措置を講ずるものとする。

第9 事業評価の報告

1 楽酪応援会議は、第4の2により設定した成果目標について、事業実施年度の翌年度について検証を行い、事業成果報告書により、事業実施年度の翌々年度の6月30日までに、公募団体に報告するものとする。

2 公募団体は、1の楽酪応援会議の事業評価の報告を取りまとめ、事業実施

年度の翌々年度の7月31日までに、理事長及び都道府県知事へ報告するものとする。

- 3 機構は、2の公募団体からの事業評価の報告の内容について点検し、事業実施計画に定められた成果目標を達成していないと判断した場合は、公募団体に対し、必要な指導を行う。

第10 調査及び報告

- 1 楽酪応援会議は、第5の5の(3)のイにより確認した機械装置の利用状況について、公募団体に対し、第8の2の事業実施状況報告書の提出時に併せて報告するものとする。
- 2 機構は、この要綱に定めるもののほか、事業実施状況及び事業実績について、必要に応じて、楽酪応援会議、リース事業者等に対し調査し、又は報告を求め、若しくは指導することができるものとする。
- 3 公募団体及び都道府県は、楽酪応援会議、リース事業者及び後継牛預託育成経営体に対し、事業実施状況及び事業実績について調査し、又は報告を求め、若しくは指導することができるものとする。

第11 帳簿等の整備保管等

公募団体は、この事業に係る経理については、他と明確に区分し経理とともに、その内容を明らかにした帳簿及び関係書類を整備保管するものとする。なお、その保管期間は、事業の完了した年度の翌年度から起算して5年間とする。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間を経過しない場合においては、財産管理台帳その他関係書類を整備保管するものとする。

別添3別表

区分	仕 様 等
補助対象補改修	<p>1 施設の補改修に当たっては、次の要件を満たすものとする。</p> <p>ア 交付対象となる施設等の残存耐用年数は、原則として、整備後の耐用年数が5年以上とする。</p> <p>イ 補改修は、次のいずれかに限るものとする。</p> <p>(ア) 家畜の飼養や排せつ物の処理、飼料の調製の方法の改善等による省力化に資するもの</p> <p>(イ) 飼養規模の拡大を伴うもの</p> <p>(ウ) 後継牛の預託育成への経営の転換を行うことにより労働負担軽減に資するもの</p> <p>2 補改修できる施設の範囲は、家畜飼養管理施設、家畜排せつ物処理施設、飼料関連施設とする。</p>
補助対象機械装置	自動給餌機、自走式配餌車、ほ乳ロボット、餌寄せロボット、発情発見装置、バーンスクレーパー、敷料散布機
補助対象資材	<p>1 放牧用資材は、省力化又は後継牛預託頭数の増加に資するものに限ることとする。</p> <p>2 導入できる資材の範囲は、牧柵、電牧柵、床材、餌槽、給水器、防虫機器、牧草種子、肥料及び土壤改良資材とする。</p>

(注意)

- 1 補助対象機械装置には、汎用性のある運搬車両等は含まないものとする。
- 2 汎用性のある運搬車両等を動力源とする機械装置は補助対象とはしない。
- 3 本表のほか、公募団体が特に認めた機械装置についても補助対象とすることができる。その際、公募団体が設置する畜産施設機械の専門家が参加する委員会の意見を聴くものとする。
- 4 補助対象機械装置の導入は、利用規模や労働時間の削減に即した適正な機械装置の選定をするものとする。
- 5 補助対象機械装置の導入に当たっては、その他、上記の機械装置の設置に必要となる簡易な資材を対象に含むことができるものとする。

別添3 別添 労働時間削減効果分析

第1 評価

本事業を実施するに当たり、あらかじめ以下の基準により労働時間削減効果の評価を実施し、事業の投資効率を十分に検討するものとする。

第2 評価点数の算出式

補助金申請額（円） ÷ 削減が期待される年間総労働時間（時間） × 係数 ÷ 10,000

なお、削減が期待される年間総労働時間は、施設の補改修、補助対象機械装置の導入及び放牧用資材の導入を通じて生じる以下の変化に伴って削減されることが期待される後継牛又は搾乳牛1頭当たり作業時間と後継牛又は搾乳牛の頭数の積とする。

ア 補助対象機械装置の導入による変化

イ 集約的な後継牛の預託育成が行われることによる変化

ウ 酪農業から後継牛預託育成業への業種転換による変化

第3 削減が期待される年間労働時間の考え方

1 給餌作業

(1) 搾乳牛又は後継牛

	搾乳牛又は後継牛1頭当たり 給餌時間 (時間/頭・年)
人力による給餌方式	43
自動餌寄せ方式	40
自走式配餌車による給餌	37
自走式配餌車+自動餌寄せ方式	34
自動給餌方式(濃厚飼料)	16
自動給餌(濃厚飼料)+自動餌寄せ方式	13
自動給餌方式(濃厚・粗飼料)	14
自動給餌(濃厚・粗飼料)+自動餌寄せ方式	11

(2) 子牛(ほ乳)

	搾乳牛又は後継牛1頭当たり
--	---------------

	ほ乳時間 (時間/頭・年)
人力によるほ乳方式	3
ほ乳ロボット方式	0

2 生産管理作業

(繁殖管理)

	搾乳牛又は後継牛1頭当たり 労働時間 (時間/頭・年)
人力による観察方式	1 4
発情発見装置の活用	1 2

(除糞作業)

	搾乳牛又は後継牛1頭当たり 労働時間 (時間/頭・年)
ホイールローダー等バーンスクレーパーによらない除糞	5
バーンスクレーパーによる除糞	0

(敷料散布作業)

	搾乳牛又は後継牛1頭当たり 労働時間 (時間/頭・年)
人力による敷料散布	3
敷料散布機による敷料散布	0

3 後継牛預託育成の集約化及び酪農業からの業種転換

飼養規模	後継牛1頭当たり 労働時間 (時間/頭・年)	搾乳牛1頭当たり 労働時間 (時間/頭・年)
20頭未満	118	204
20頭以上30頭未満	87	160
30頭以上50頭未満	65	129
50頭以上80頭未満	52	107
80頭以上100頭未満	41	87

4 1から3までについては、実例を調査した資料を添付することにより、当該値に置き換えることができるものとする。

第4 係数

複数該当する場合、該当する全ての項目の値を掛けができるものとする。

区分	項目	値
1 後継者	① 今後とも安定的な経営継続が見込まれる経営として（1）又は（2）に該当する経営 （1）主たる経営者が45歳未満 （2）主たる経営者が45歳以上の場合、後継者となる子息・子女又は概ね15歳以上の後継者の確保がなされている	0.9
	② ①に該当しない場合、後継者の確保に向けた取組の実施	0.95
2 乳用後継牛	① 自家の牛群更新に必要な乳用牛を概ね自家生産により確保する経営	0.9
	② ①以外の場合、自家の牛群更新に必要な乳用牛の自家生産に取り組む経営	0.95
3 その他	① 地震・台風等の災害等に備えた、地域における互助協定に参加する経営	0.95
	② 酪農従事者の疾病時等の経営継続に備えた、地域における互助協定に参加する経営	0.95
	③ 地震・台風等により被災した経営	0.9
	④ 畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業による補助を受けていない経営	0.95
	⑤ 牛群検定に加入している経営	0.9
	⑥ 供用期間の延長等を図るため、自給飼料の飼料分析や技術者との意見交換を定期的に行う経営	0.95
	⑦ 楽酪応援会議の構成員の中で、J G A P家畜・畜産物の認証農場又はG A P取得チャレンジシステムの確認済み農場がある場合	0.95
	⑧ 楽酪応援会議の構成員の中で、農場H A C C	0.95

区分	項目	値
	P 推進農場として指定されている経営がある場合	
	⑨ 作業安全に関する取組を実施している経営	0.9
	⑩ その他、地域への貢献度が高い取組と公募団体が特に認めた取組に参加する経営	0.9